第２期
海津市子ども・子育て
支援事業計画

～海津すくすくプラン～

令和２年３月

海　津　市

はじめに

我が国における急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、核家族化、地域とのつながりの希薄化など子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く巻く環境は大きく変化しています。

本市におきましても、少子化がより一層深刻な状況となっており、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化、若い世代の市外流出などの課題を背景とし、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題です。

このような社会情勢の中、国では、平成27年４月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。それに伴い、本市でも、平成27年度から５か年を計画期間とした「海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子どもの生きる力を育み多様な子育てを支えるまち　かいづ』を基本理念として、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりました。

この度、現行計画が最終年度を迎えることから、令和２年度から５か年を計画期間とする「第２期海津市子ども子育て支援事業計画～海津すくすくプラン～」を策定いたしました。社会情勢の変動や新たな市民ニーズに対応し、市民や地域、関係機関・団体の方々との連携を図りながら、切れ目のない子ども・子育て支援の実施を総合的に推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に際しまして、ご審議いただきました海津市子ども・子育て育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントを通して貴重なご意見を賜りました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和２年３月

海津市長　松永清彦

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景と趣旨 2
２　計画の位置づけ 4
３　計画の期間 4
４　計画の策定体制 5

第２章　本市の子ども・子育てを取り巻く現状 6

１　統計データからみる本市の現状 7
２　アンケート調査結果からみえる現状 20
３　第２期計画策定に向けた課題 35

第３章　計画の基本的な考え方 38

１　基本理念 39
２　基本的な視点 39
３　基本目標 41
４　計画の体系 43

第４章　施策の展開 44

基本目標Ⅰ　地域における子育て家庭への支援 45
基本目標Ⅱ　子どもにとって良質な教育・保育の提供 52
基本目標Ⅲ　子どもの育ちを支える環境の整備 54
基本目標Ⅳ　仕事と子育ての両立の推進 56

第５章　教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期..... 58

１　教育・保育提供区域の設定 59
２　人口の見込み 59
３　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 60
４　各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の
内容及びその実施時期 64
５　各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の
内容及びその実施時期 70
６　教育・保育の一体的提供及び体制の確保 84

第６章　計画の進行管理..... 85

１　施策の実施状況の点検 86
２　計画の進捗状況の公表 86
３　市民・企業・関係機関との連携 86

参考資料 87

１　策定経過 88
２　海津市子ども・子育て会議条例 91
３「第２期海津市子ども・子育て支援事業計画」策定のための委員名簿 92
４　用語解説（50 音順） 93

第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景 ・・・・・・・

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、子どもを取り巻く環境の変化等、新たな局面を迎えています。

こうしたことからも、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子ども・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させ、平成 27 年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しています。このことから、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成 29 年６月に『子育て安心プラン』を策定し、令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

さらに、平成30年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、３歳から５歳及び、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することを掲げ、令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

岐阜県においては、平成 19 年３月に、少子化問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定し、この条例に基づき策定した「岐阜県少子化対策基本計画（第１次、第２次）」の下、少子化問題に積極的に取り組んできました。

平成 27 年度からは、「第３次岐阜県少子化対策基本計画」を策定し、「結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」「子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり」「子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり」の３本の柱で、「結婚や出産の希望がかない、女性も男性もいきいきと活躍しながら子どもを生み育てることができる岐阜県」の実現を目指しています。

（２）計画策定の趣旨 ・・・・・・・

海津市（以下、「本市」という）では、これまで平成 27 年３月に『海津市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

これまで本市では、共働き世帯等が働きながら安心して子どもを預けられるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図るために、保育園・幼稚園・認定こども園等を中心に、子育て相談の充実や、育児に関する不安の解消等の子育て家庭の負担軽減に継続的に取り組んできました。

この度、『海津市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第２期海津市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画として、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

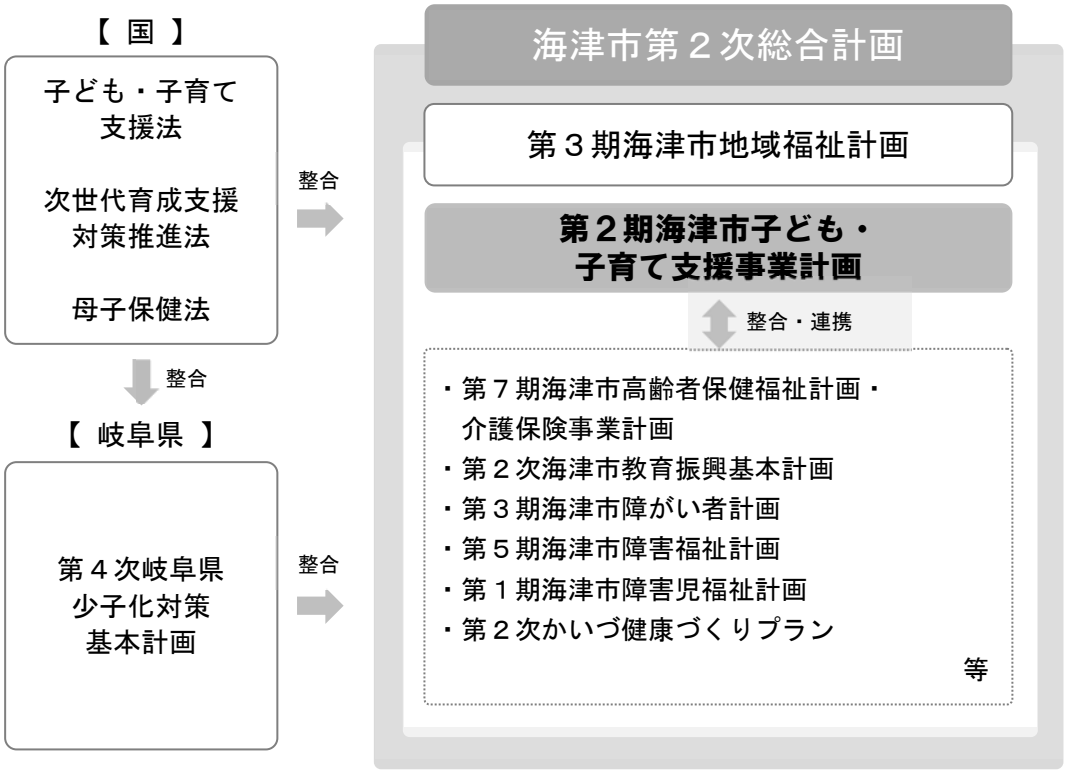

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和２年度から令和６年度までの５か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
第２期海津市子ども・子育て支援事業計画				

４　計画の策定体制

（１）市民ニーズ調査の実施 ・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握しました。

（２）海津市子ども・子育て会議の開催 ・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海津市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

（３）パブリックコメントの実施 ・・・・・・・

令和元年１２月２３日（月）から令和２年１月２１日（火）まで、計画案を公表し意見を聴取するパブリック・コメントを実施しました。

寄せられた意見は、「小児科医療」について１件ありました。

第２章　本市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみる本市の現状

（１）人口の状況 ・・・・・・・

① 年齢３区分別人口の推移と推計（２期５年間）

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成 31 年で 34,467 人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢３区分別人口の推移と推計

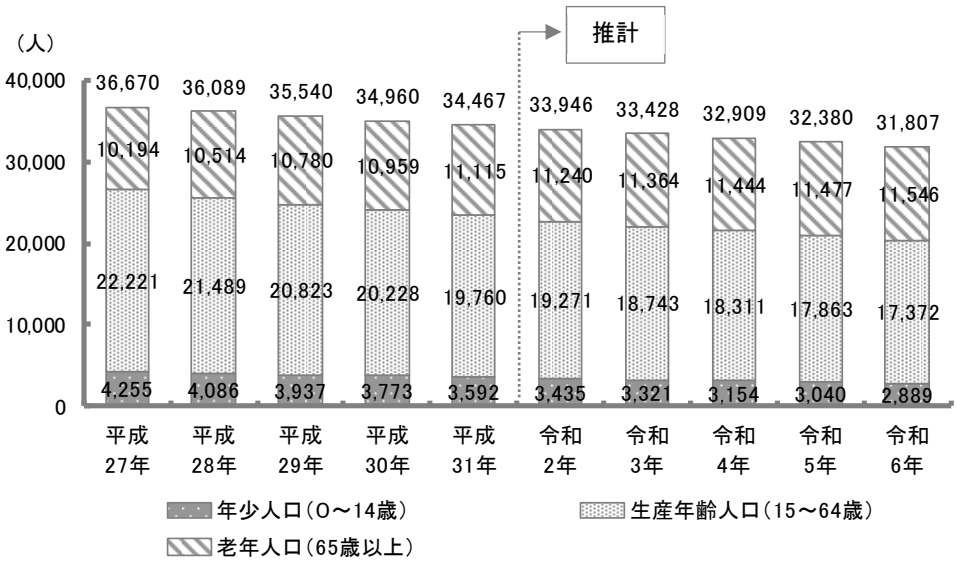

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移と推計

本市の０歳から５歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており、平成 31 年４月現在で 1,114 人となっています。令和６年には 937 人と見込まれます。

子ども人口（就学前児童）の推移と推計

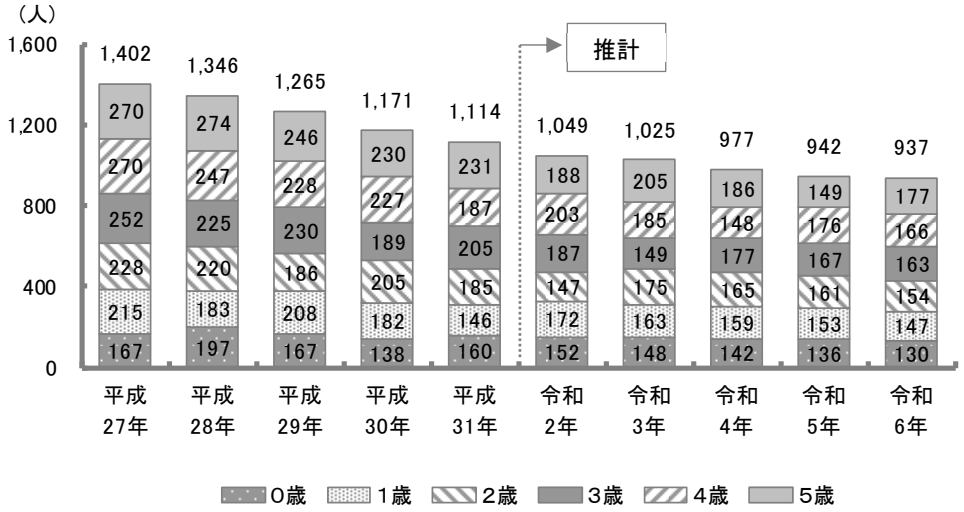

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の６歳から 11 歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており、平成 31 年４月現在で 1,569 人となっています。令和６年には 1,177 人と見込まれます。

子ども人口（就学児童）の推移と推計

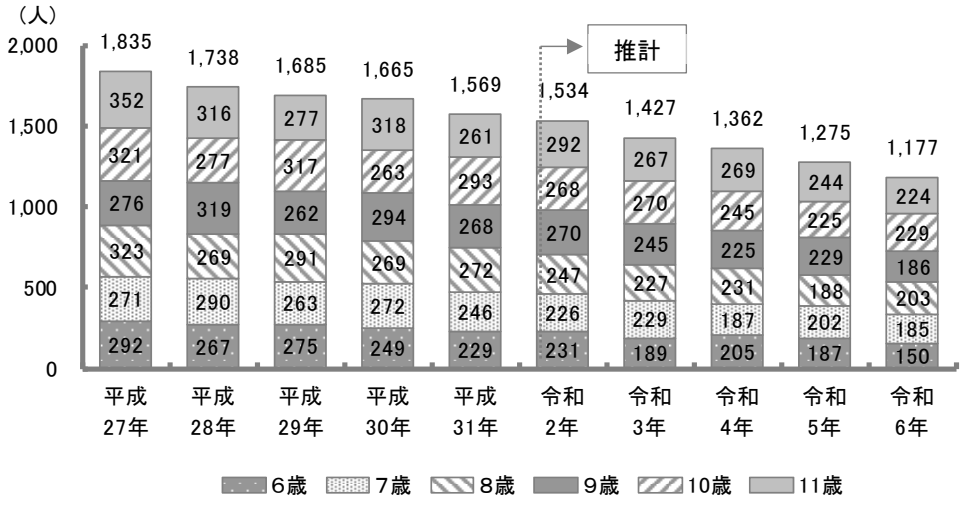

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯の状況 ・・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 6,639 世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も上昇しており、核家族化が進行しています。

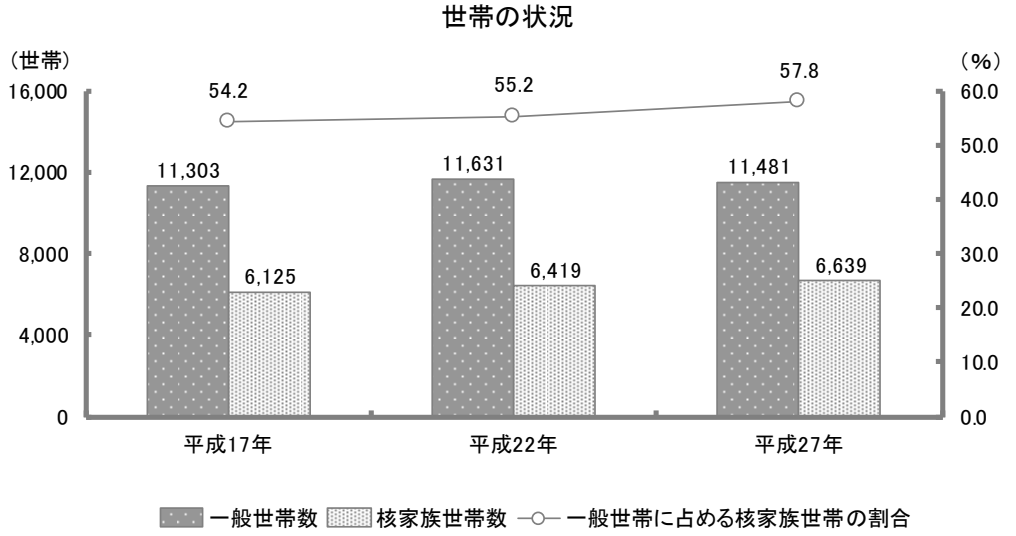

資料：国勢調査

② 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の 18 歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成 27 年で 2,880 世帯となっています。一方、18 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々上昇しています。

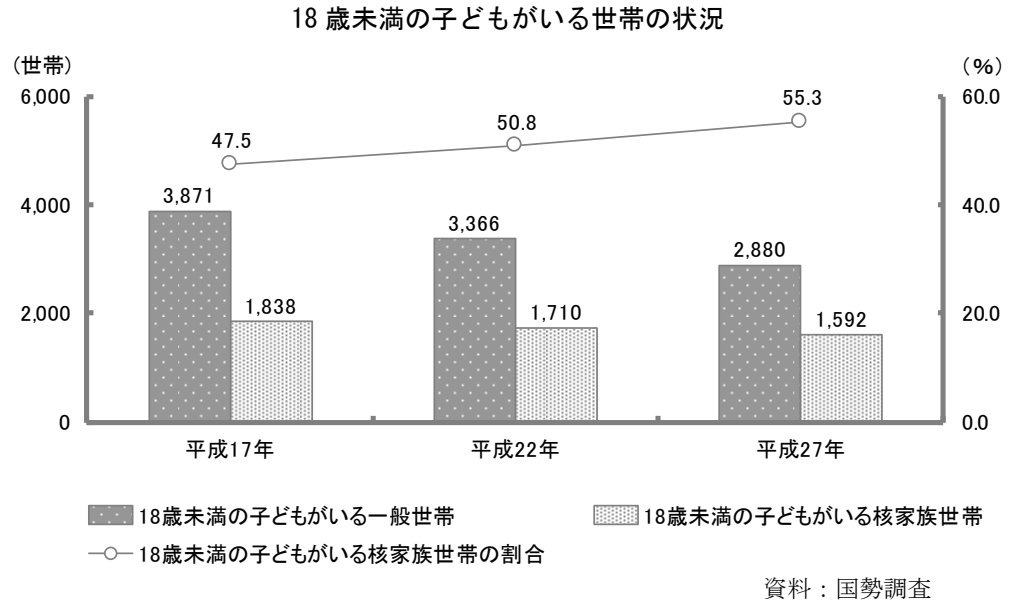

資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、平成27年でそれぞれ974世帯、547世帯となっています。一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は平成27年で上昇し、56.2%となっています。

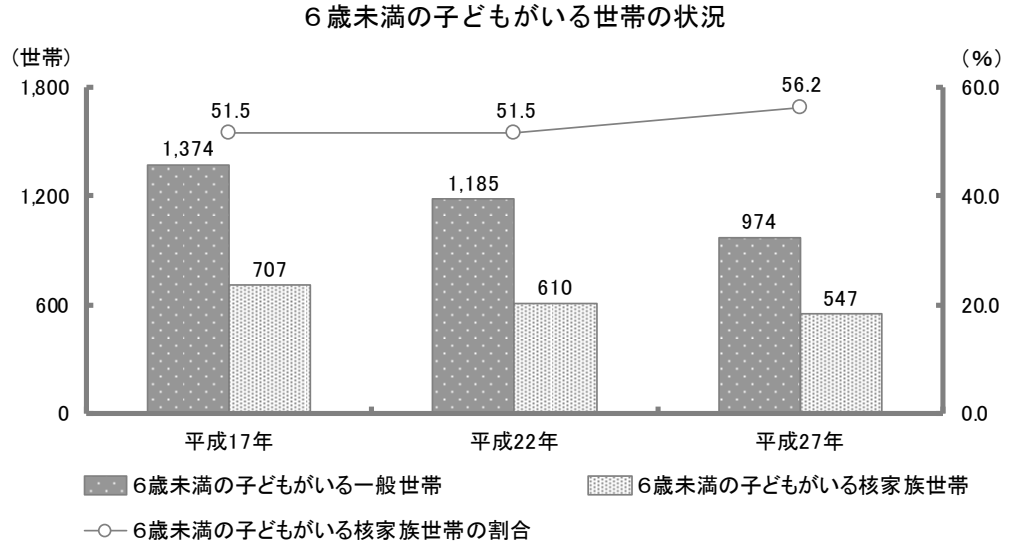

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成27年で110世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで、母子、父子とも大きな変化はありません。

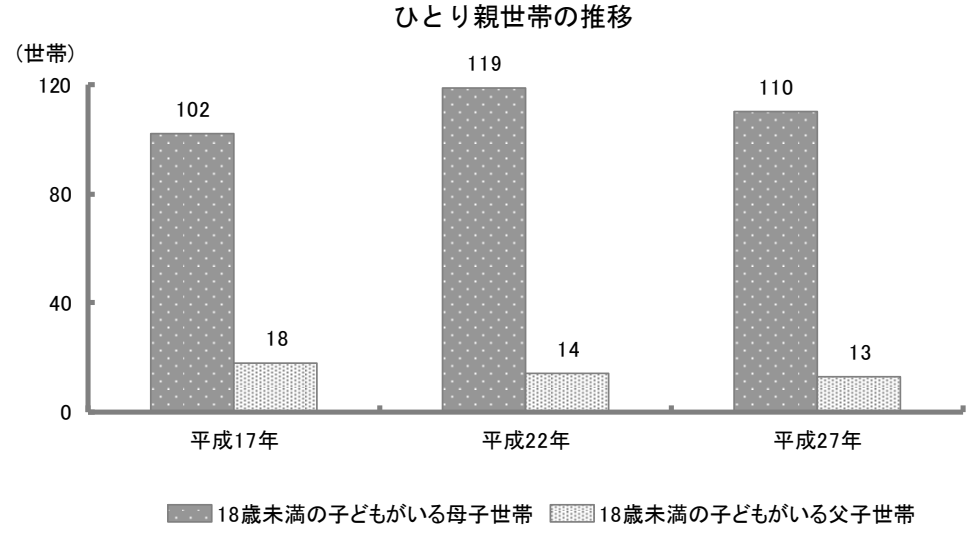

資料：国勢調査

（３）出生の状況 ・・・・・・・

① 出生数の推移

本市の出生数は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少したものの、平成 30 年度には 163 人とやや増加しています。

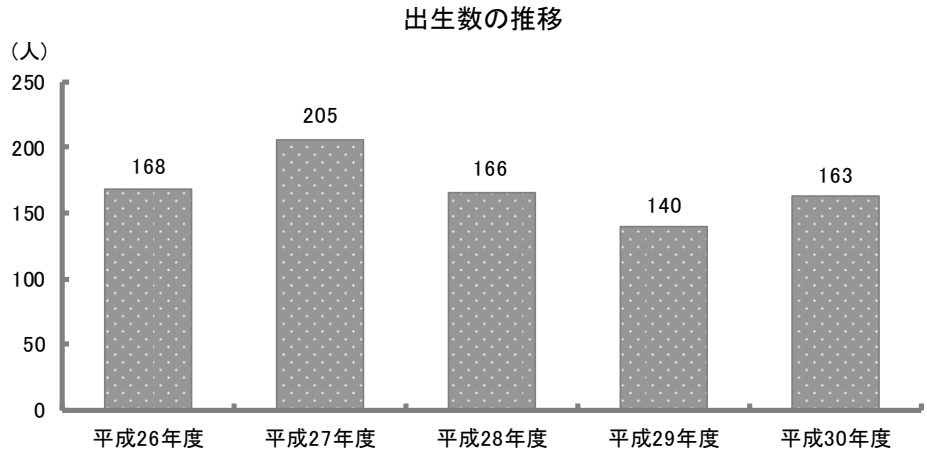

資料：住民基本台帳（各年４月１日～3 月 31 日）

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は１人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均であり、この数は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率はほぼ同率で推移しておりましたが、平成 29 年で 0.90 と急激に減少して、また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

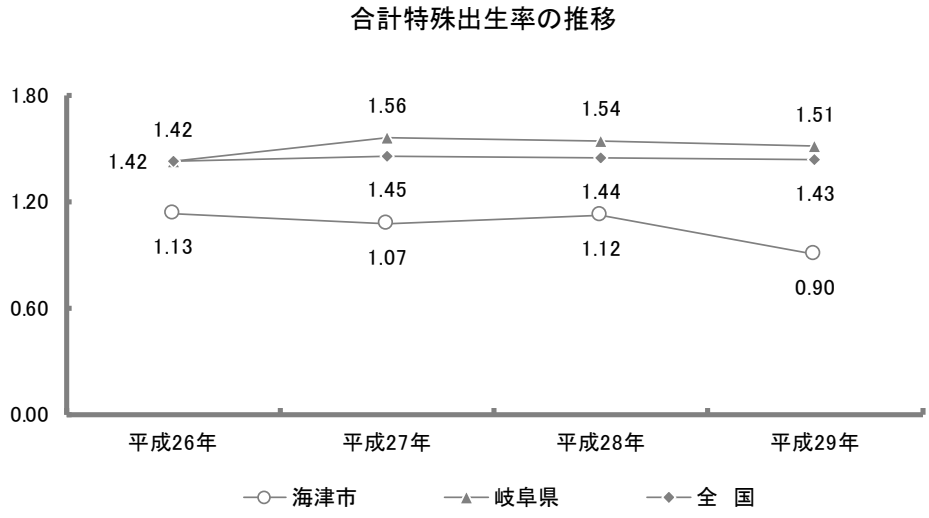

資料：西濃地域の公衆衛生（市）、西濃地域の公衆衛生（県）、人口動態統計（国）

（４）未婚・結婚の状況 ・・・・・・・

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、全ての年齢において未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

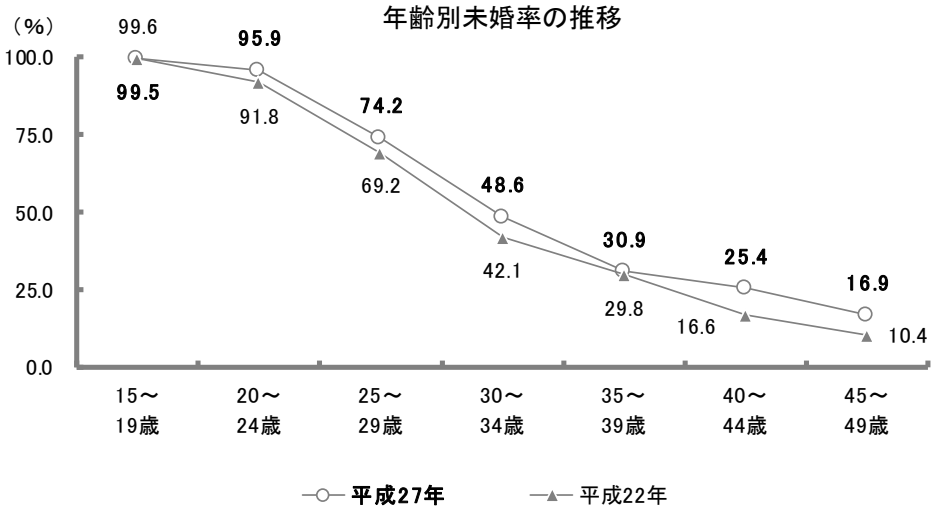

資料：国勢調査

（５）就業の状況 ・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、育児休業制度の普及により、M 字カーブの底は解消されつつあります。特に 30～34 歳の女性の就業率は、平成 22 年に比べ、平成 27 年で 5.8 ポイント増加しています。

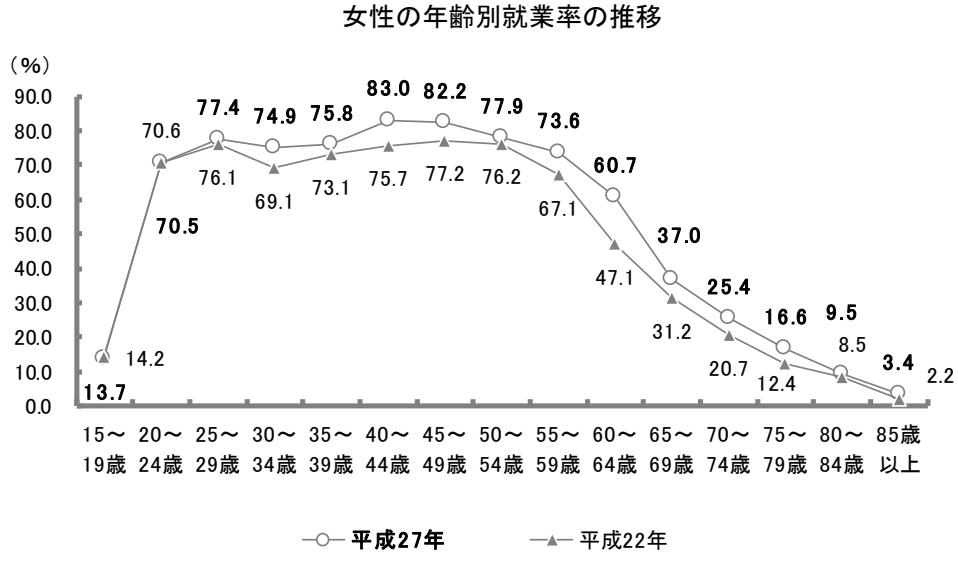

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県より高い傾向がみられます。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

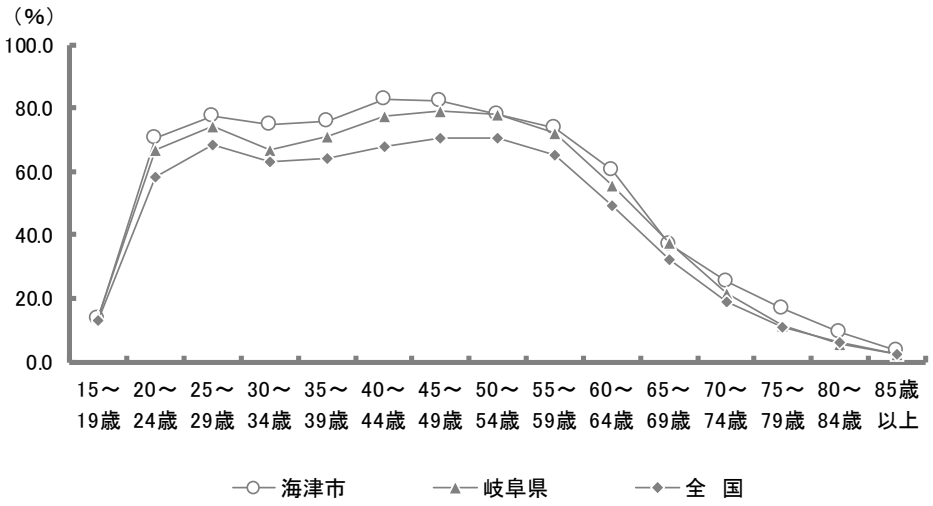

資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、20 歳から 39 歳にかけて既婚に比べ、未婚の方が高くなっています。晩婚化によって就業率の高い未婚者の割合が上昇していることが考えられ、特に 20～29 歳においては、その差が大きく開いています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

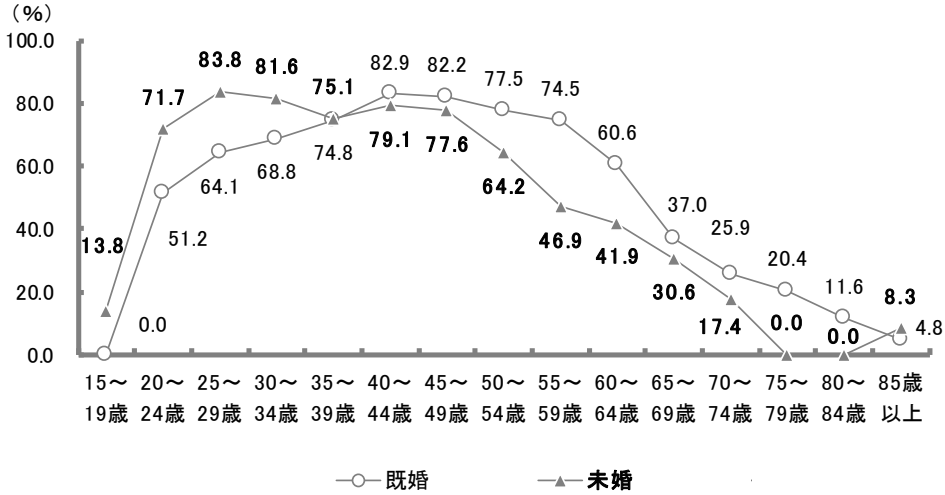

資料：国勢調査（平成 27 年）

（６）教育・保育サービス等の状況 ・・・・・・・

① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況は、平成 30 年４月１日に１園を廃園したことにより、現在市内に幼稚園はありません。

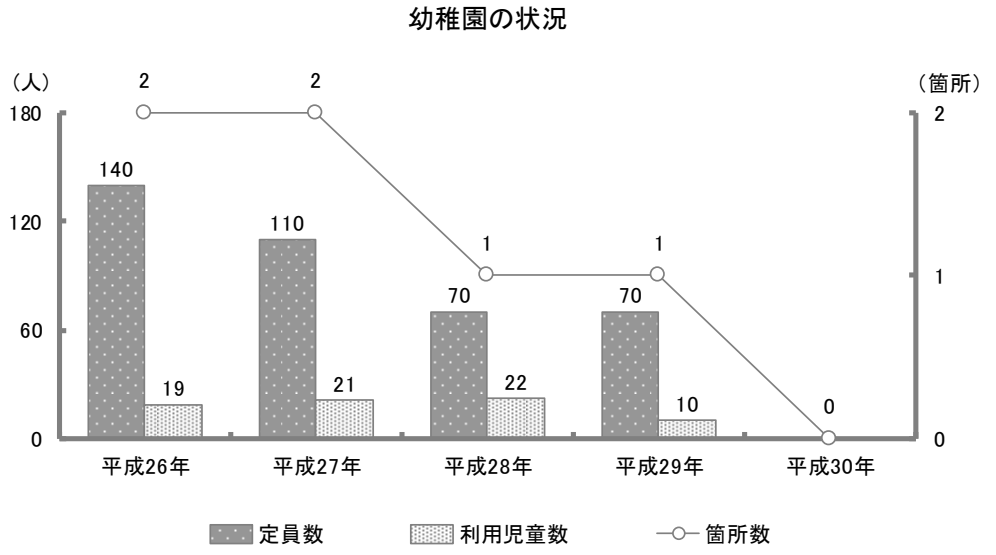

資料：こども課（各年４月１日現在）

② 保育園の状況

本市の保育園の状況は、認定こども園への移行に伴い、現在市内に保育園はありません。

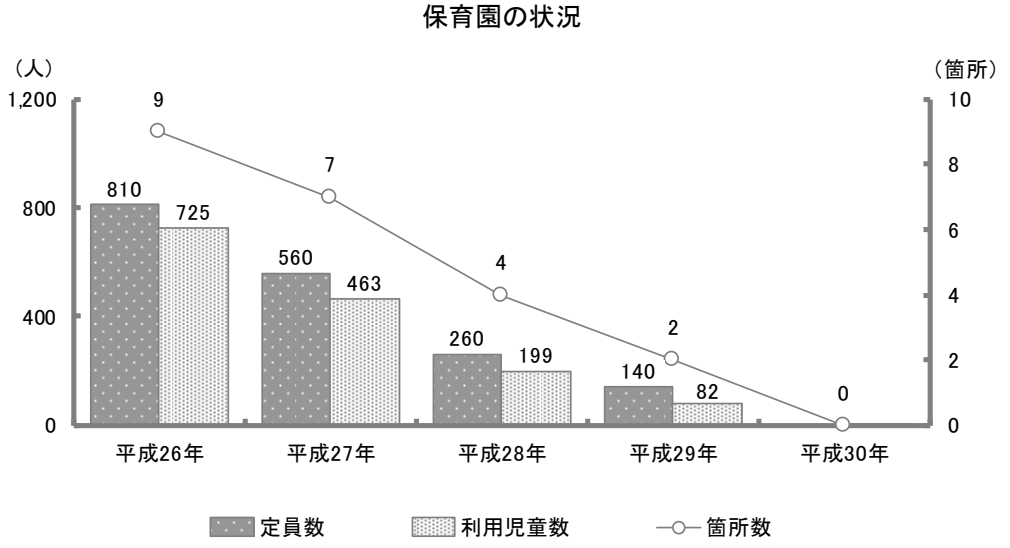

資料：こども課（各年４月１日現在）

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加しており、利用児童数は平成 30 年で 850 人となっています。

また、平成 30 年度から市内全ての幼稚園・保育園が認定こども園となりました。

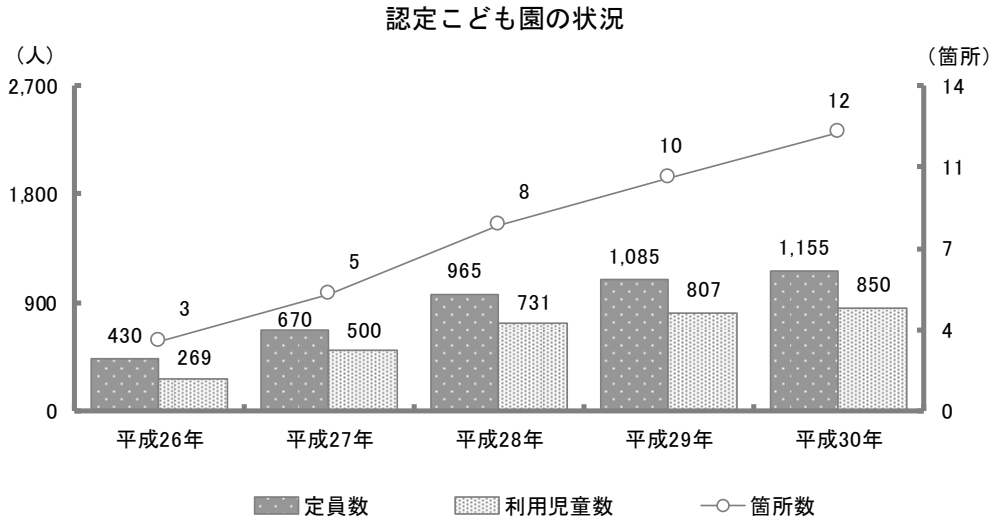

資料：こども課（各年４月１日現在）

④ 待機児童数の状況

本市の待機児童は発生したことはありません。

（７）留守家庭児童教室の状況 ・・・・・・・

① 留守家庭児童教室の状況

本市の留守家庭児童教室における定員数・箇所数は少子化に伴い横ばいとなっています。利用児童数は平成 28 年以降減少傾向にあり、平成 31 年で 363 人となっています。

留守家庭児童教室の状況

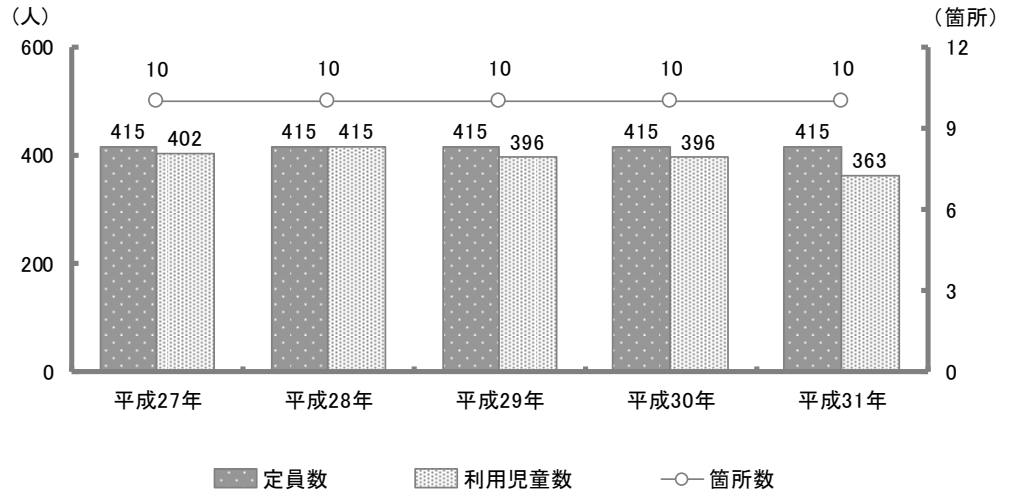

資料：こども課（各年４月１日現在）

（８）その他の状況 ・・・・・・・

① 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は増減を繰り返しており、平成 30 年度では 12 件となっています。

児童虐待通報件数

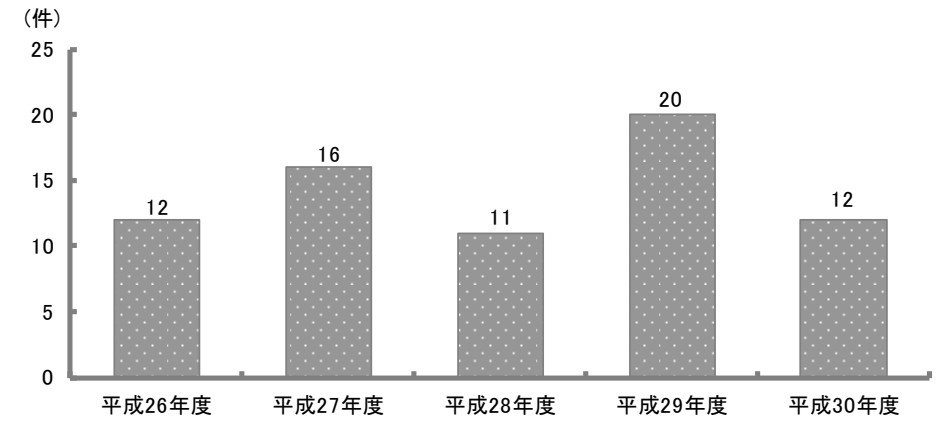

資料：社会福祉課

② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成 30 年度で受給者数が 162 人、受給対象児童数が 243 人となっています。

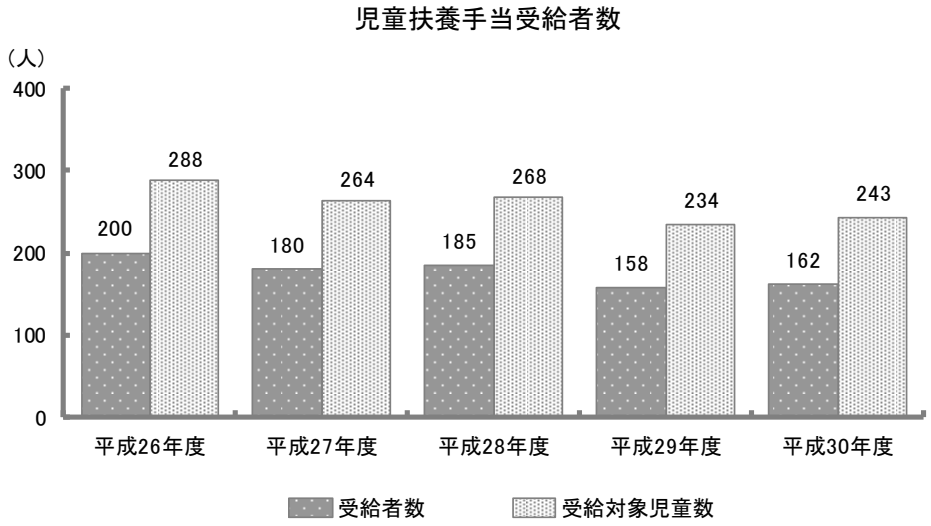

資料：社会福祉課

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は横ばいとなっており、平成 30 年度で認定者数が 87 人、認定率は 5.3%となっています。

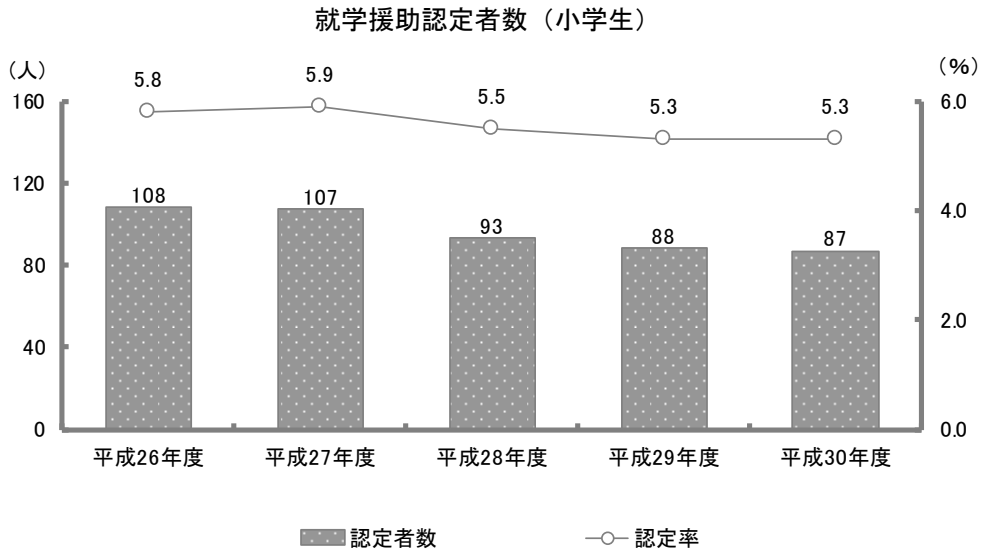

資料：学校教育課

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は横ばいとなっており、平成 30 年度で認定者数が 63 人、認定率が 7.0%となっています。

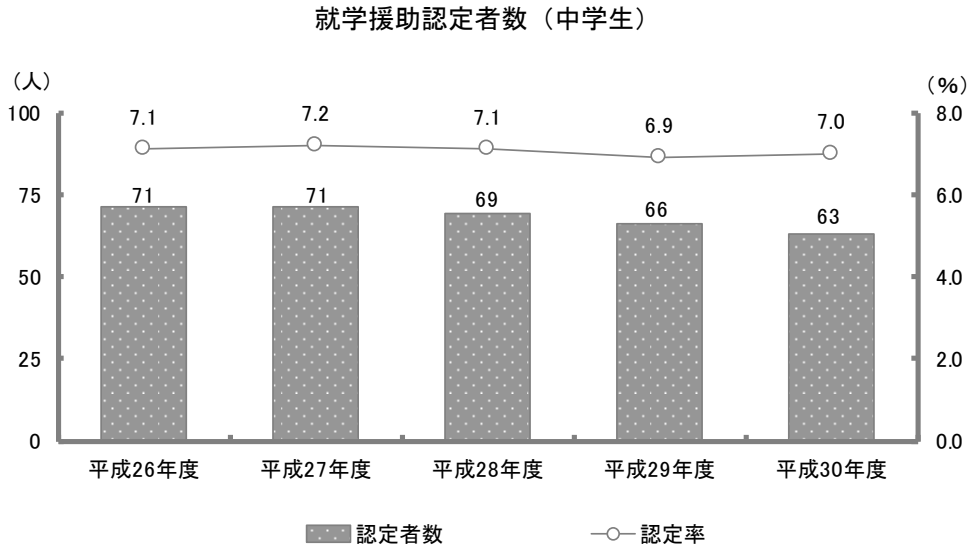

資料：学校教育課

⑤ 要保護児童数の推移

本市の要保護児童数は年々増加していましたが、平成 30 年度で大幅に減少し、14 人となっています。

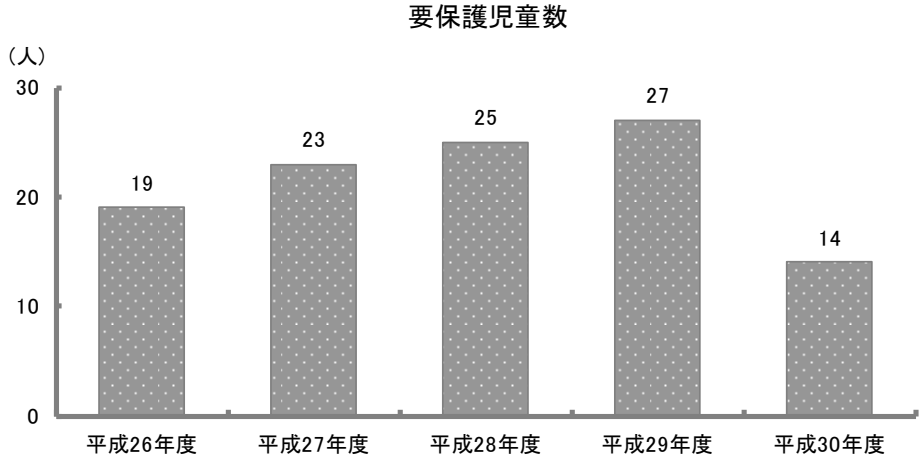

資料：社会福祉課

⑥ いじめ認知件数の推移

平成 29 年度よりいじめ防止のための基本的な方針が改定されたことに伴い、日常生活での観察、アンケートで「嫌な思い」「心身の苦痛」を感じているものを全ていじめとして認知するようになり、平成 30 年度では、過去最多の 378 件を積極的に認知し、対応しています。

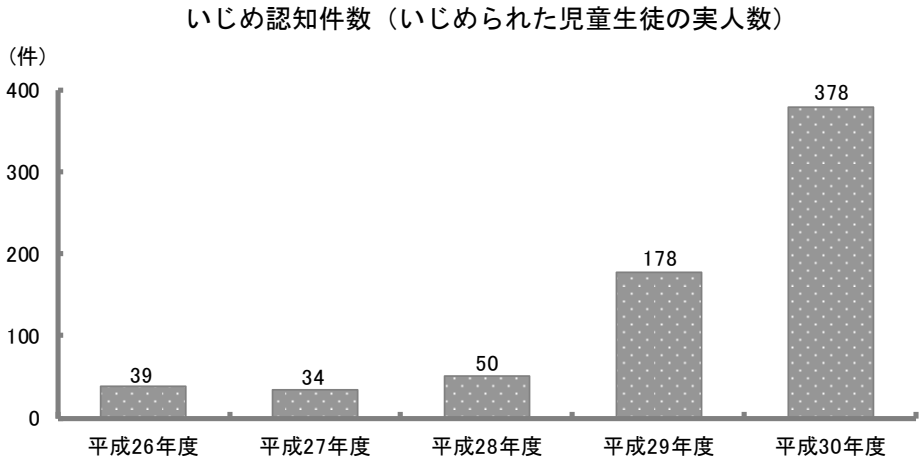

資料：学校教育課・教育研究所

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増減を繰り返し推移していましたが、平成 30 年度で小学生が 13 人、中学生が 42 人と、中学生は過去５年間で最も多くなっています。

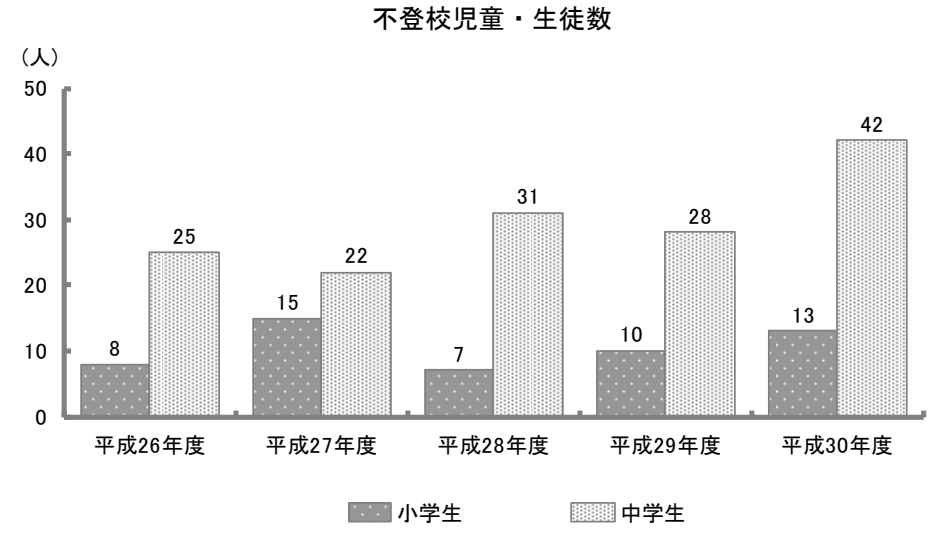

※不登校児童・生徒・・・年間３０日以上の欠席
資料：学校教育課・教育研究所

2 アンケート調査結果からみえる現状

（1）市民アンケート調査の結果 ・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「海津市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

・本市在住の小学校就学前の子どもがいる家庭

・本市在住の小学生の子どもがいる家庭

② 調査期間

平成 30 年 12 月 10 日（月）から平成 30 年 12 月 25 日（火）まで

③ 調査方法

・市内の小学校・認定こども園の保護者は、小学校・認定こども園を通じて配布・回収

・市外の小学校・認定こども園と未就園児の保護者は郵送にて配布・回収

④ 回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	948 通	768 通	766 通	80.8%
小学生	1,240 通	1,170 通	1,160 通	93.5%
合計	2,188 通	1,938 通	1,926 通	88.0%

（２）子どもと家族の状況について ・・・・・・・

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

【就学前児童】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が53.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が48.3%となっています。

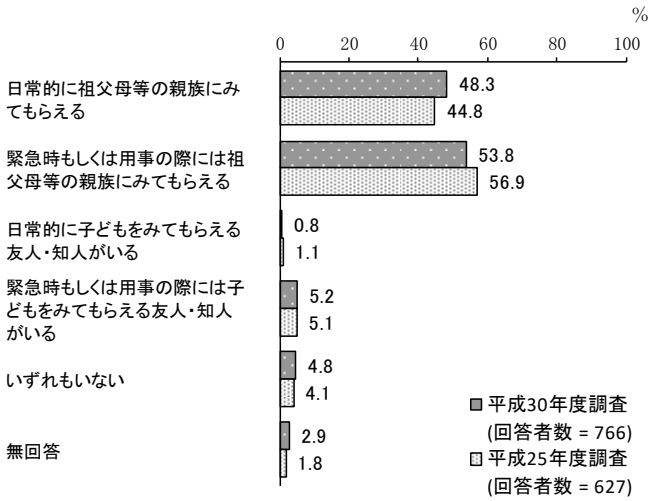

② 母親の就労状況

【就学前児童】

「パートタイム（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が42.6%と最も高く、次いで「フルタイム（週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.0%となっています。

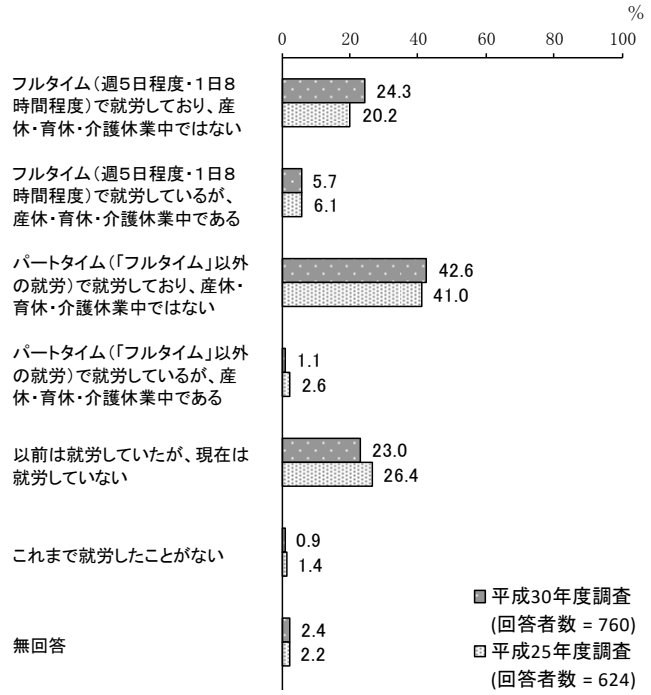

③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

【就学前児童】

「パートタイムの就労を続けたい」の割合が 59.9%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」の割合が20.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」の割合が増加しています。

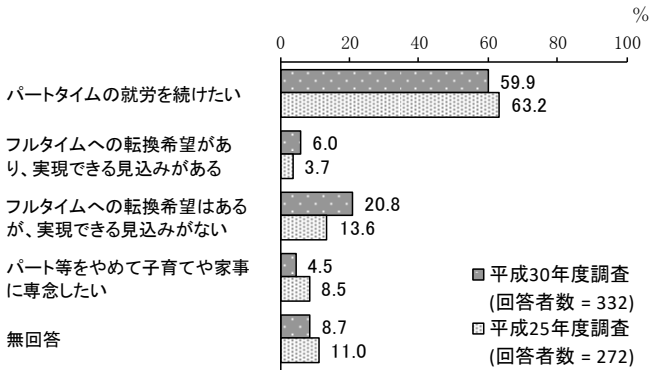

④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

【就学前児童】

「１年より先、一番下の子どもが（　　）歳になったころに就労したい」の割合が 45.1%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」の割合が 28.6%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 15.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「１年より先、一番下の子どもが（　　）歳になったころに就労したい」の割合が減少しています。

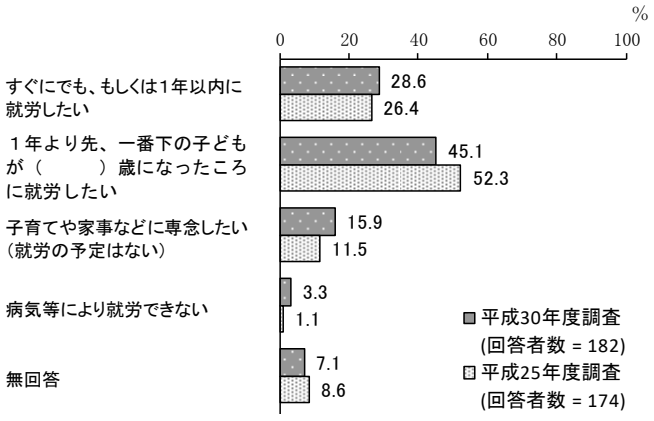

（３）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ・・・・・・・

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

【就学前児童】

「利用している」の割合が81.1%、「利用していない」の割合が 17.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。

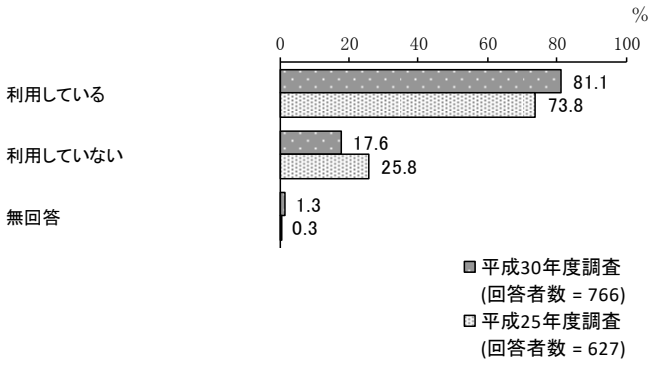

② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

【就学前児童】

「認定こども園（保育部）」の割合が61.2%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚部）」の割合が 40.3%となっています。

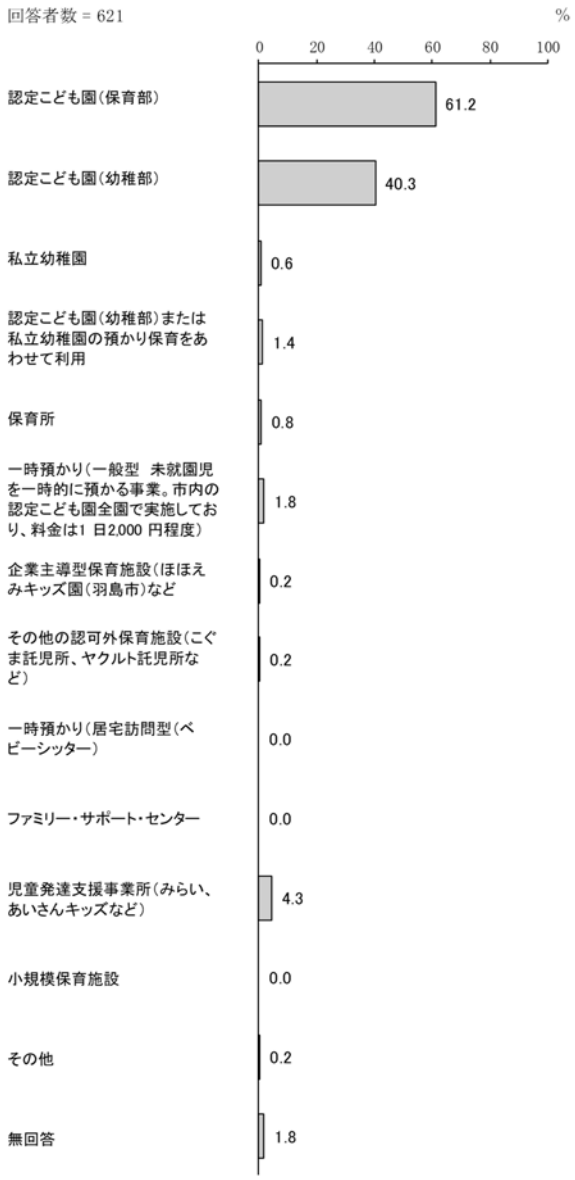

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

【就学前児童】

「認定こども園（保育部）」の割合が67.9%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚部）」の割合が44.4%となっています。

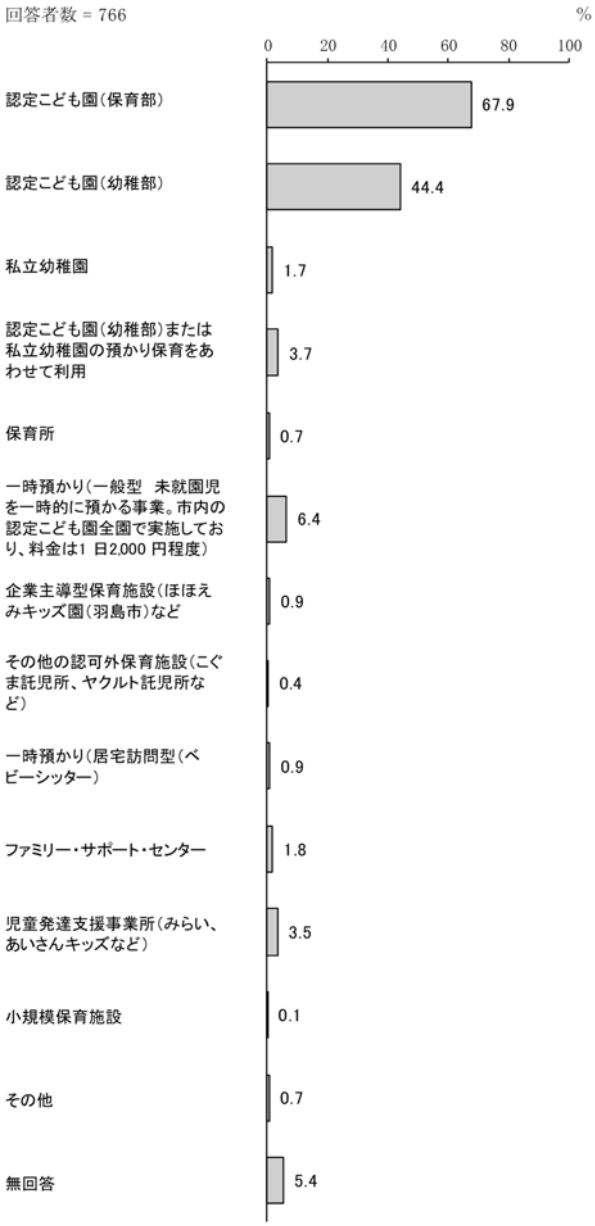

（４）地域の子育て支援事業の利用状況について ・・・・・・・

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

【就学前児童】

「子育て支援センターかいづ」の割合が 48.4%と最も高く、次いで「すこやか広場（東江こども園内）」の割合が 16.1%、「ゆりかごルーム（認定こども園　庭田保育園内）」の割合が 12.9%となっています。

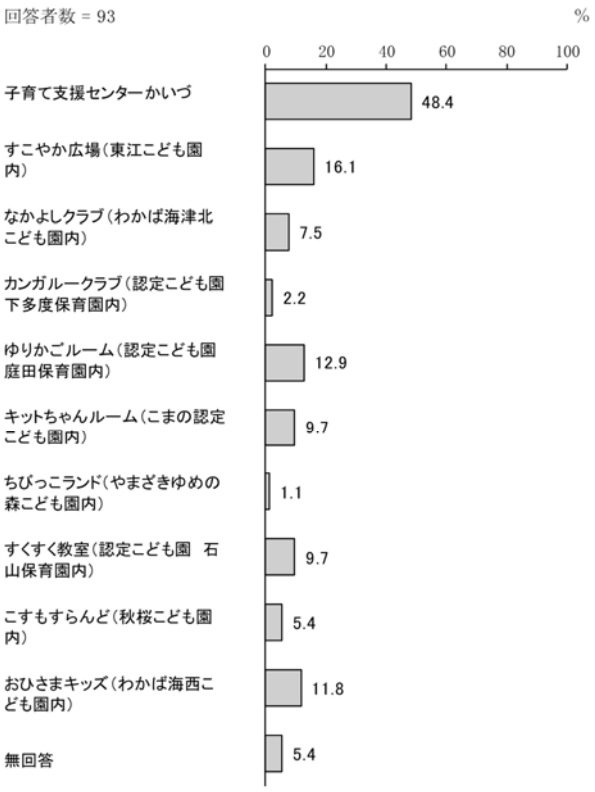

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童】

「子育て支援センターかいづ」の割合が 52.7%と最も高く、次いで「すこやか広場（東江こども園内）」の割合が 18.7%、「なかよしクラブ（わかば海津北こども園内）」の割合が 15.4%となっています。

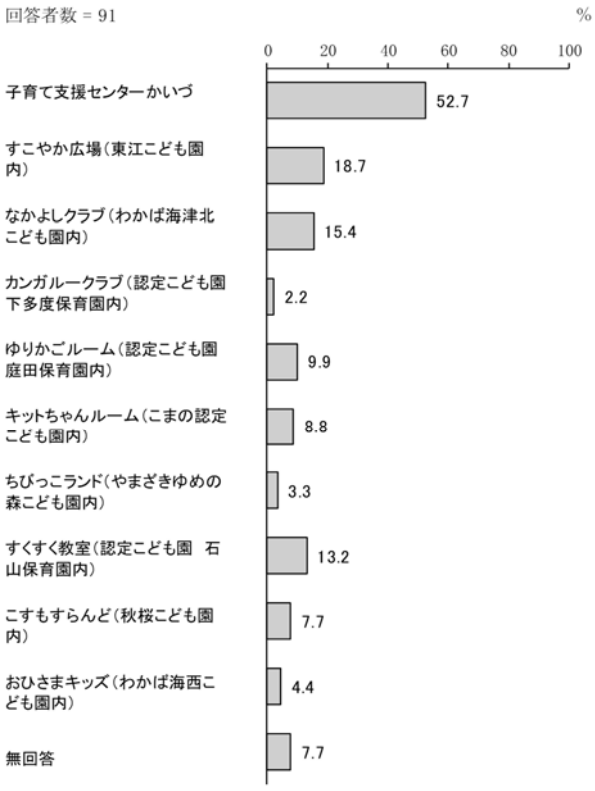

（５）病気等の際の対応について ・・・・・・・

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

【就学前児童】

「あった」の割合が 75.2%、「なかった」の割合が 18.8%となっています。

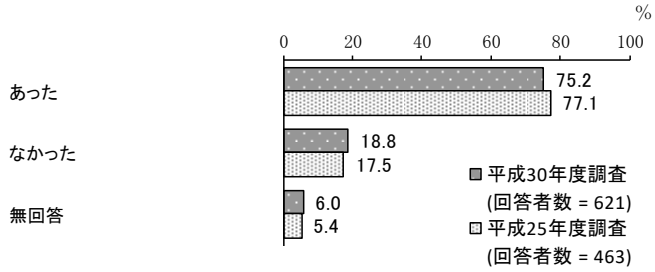

② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

【就学前児童】

「母親が休んだ」の割合が 76.4%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 34.3%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 15.4%となっています。

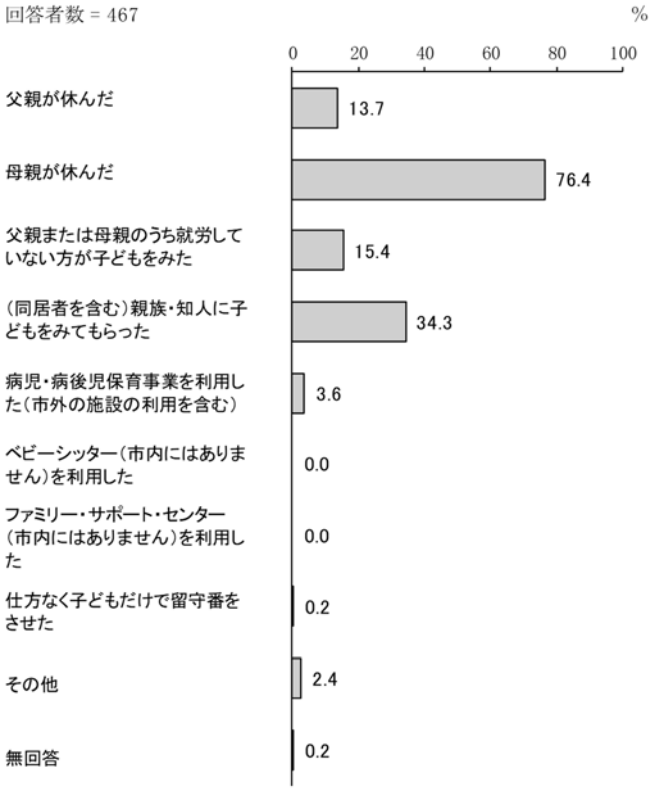

（６）一時預かり等の利用状況について ・・・・・・・

① 不定期の教育・保育の利用状況

【就学前児童】

「利用していない」の割合が88.4%と最も高くなっています。

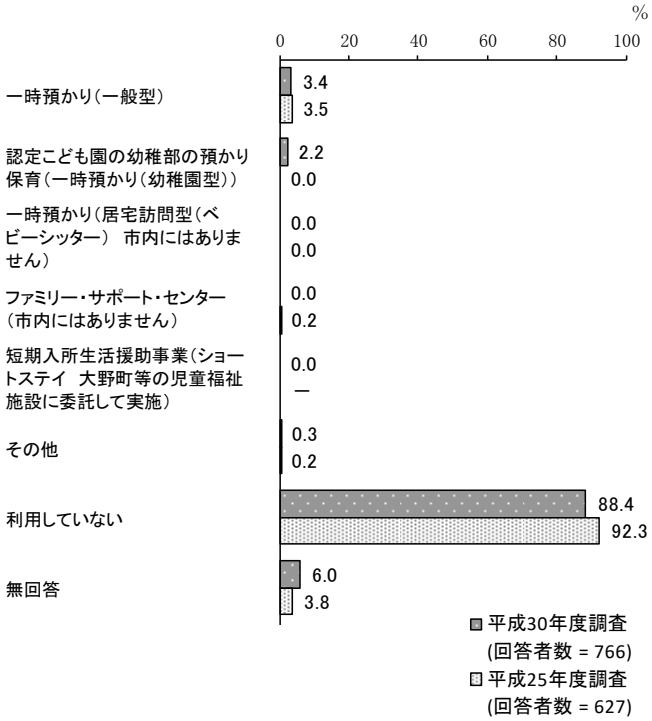

② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

【就学前児童】

「あった」の割合が 15.3%、「なかった」の割合が 79.6%となっています。

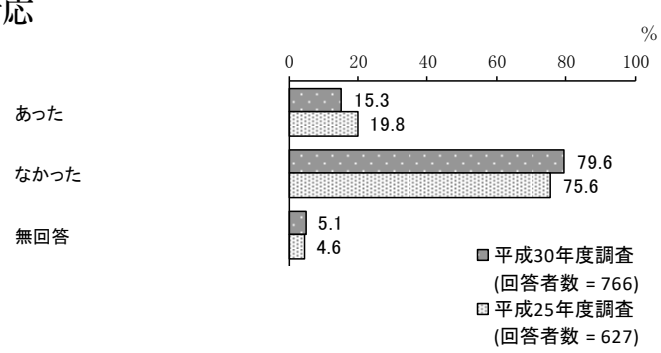

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が 93.2%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が 12.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が増加しています。

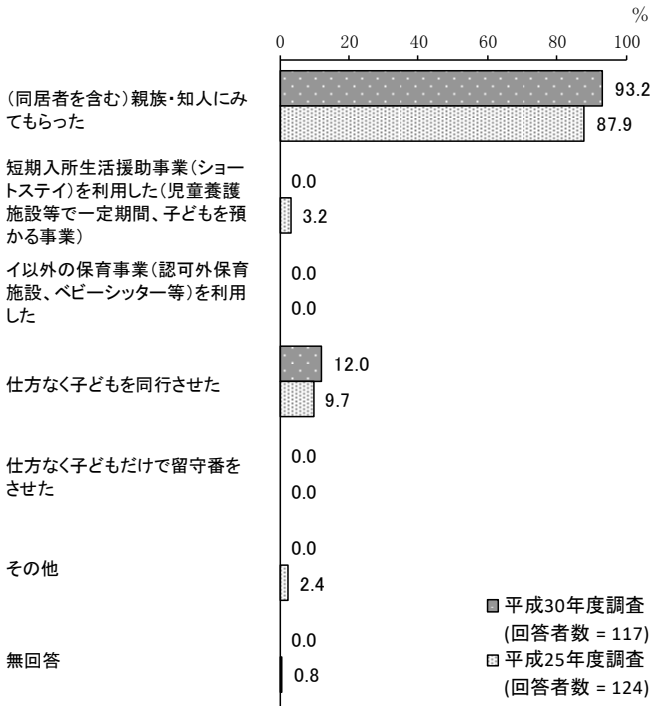

（７）小学校就学後の過ごさせ方について ・・・・・・・

① 就学前児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

【就学前児童】

「自宅」の割合が 68.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が 47.5%、「留守家庭児童教室」の割合が 25.0%となっています。

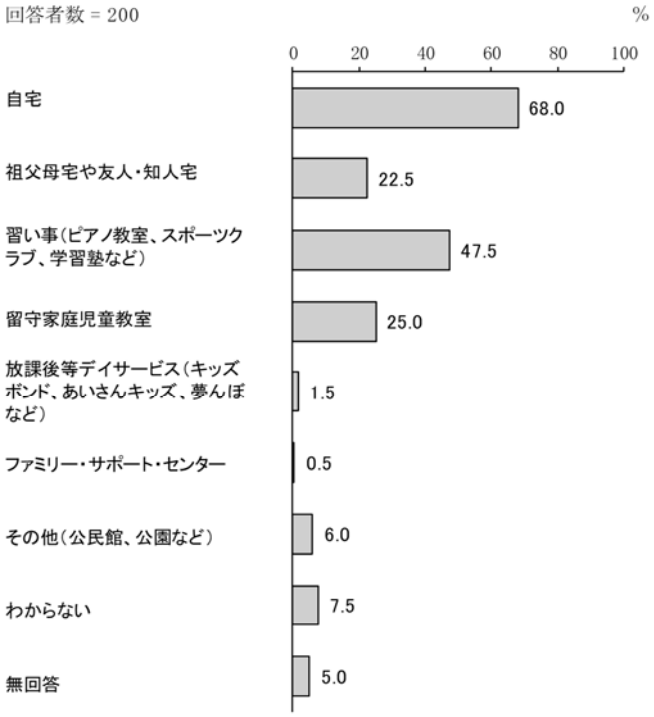

② 就学児童保護者の放課後に過ごさせたい場所

【就学児童】

「自宅」の割合が 71.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が 45.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 21.2%となっています。

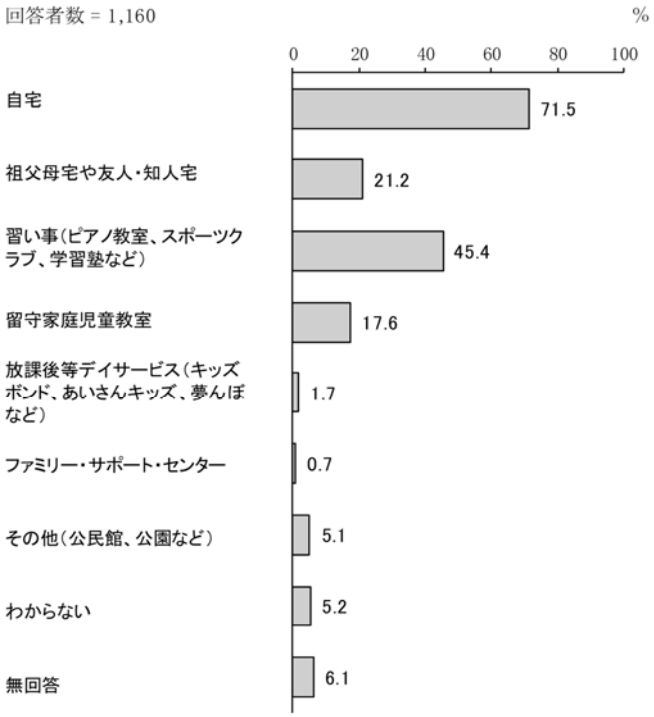

（８）育児休業制度の利用状況について ・・・・・・・

① 母親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

「働いていなかった」の割合が47.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 32.5%、「取得していない」の割合が 16.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

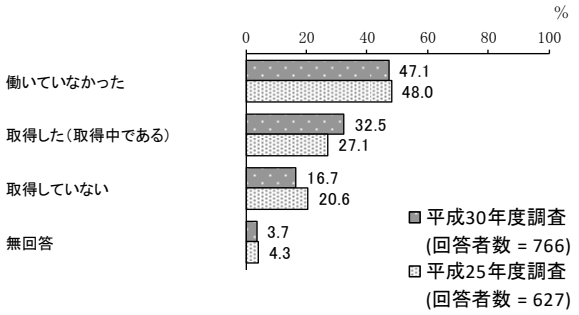

② 母親の育児休業を取得していない理由

【就学前児童】

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 35.2%と最も高く、次いで「育児休業を取得せず（できず）、退職した」の割合が 27.3%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 12.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「育児休業を取得せず（できず）、退職した」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

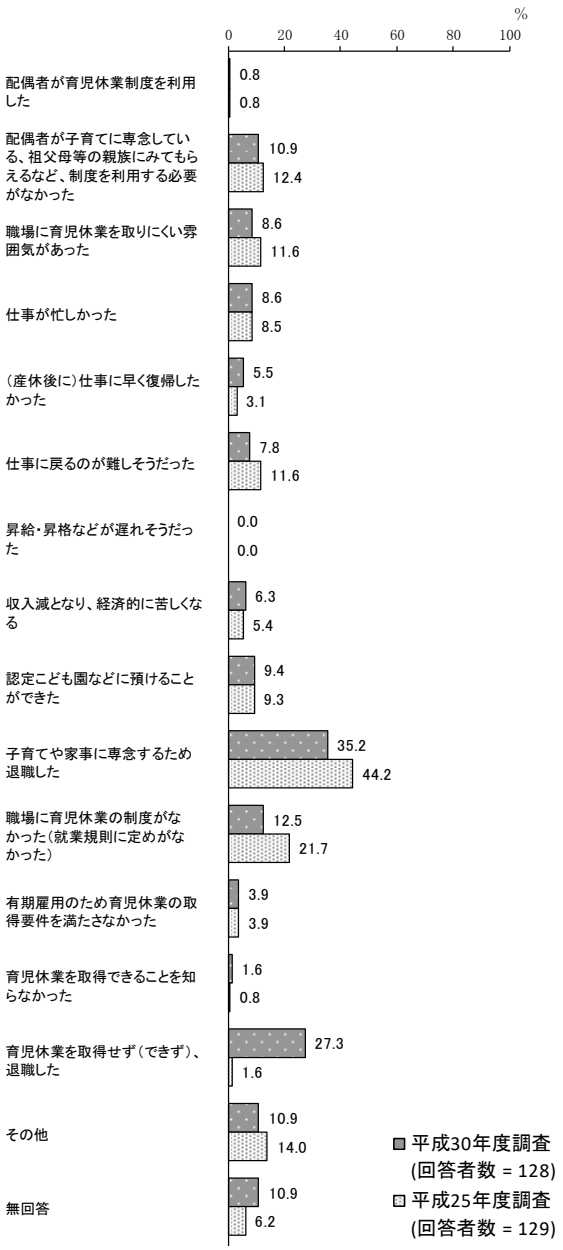

③ 父親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

「取得していない」の割合が86.9%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

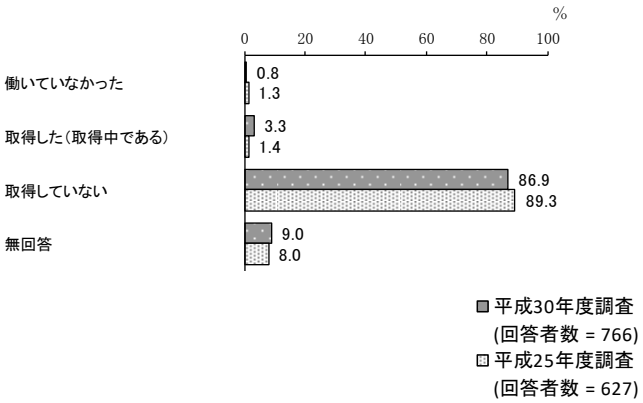

④ 父親の育児休業を取得していない理由

【就学前児童】

「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 58.6%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が 29.4%、「仕事が忙しかった」の割合が 28.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

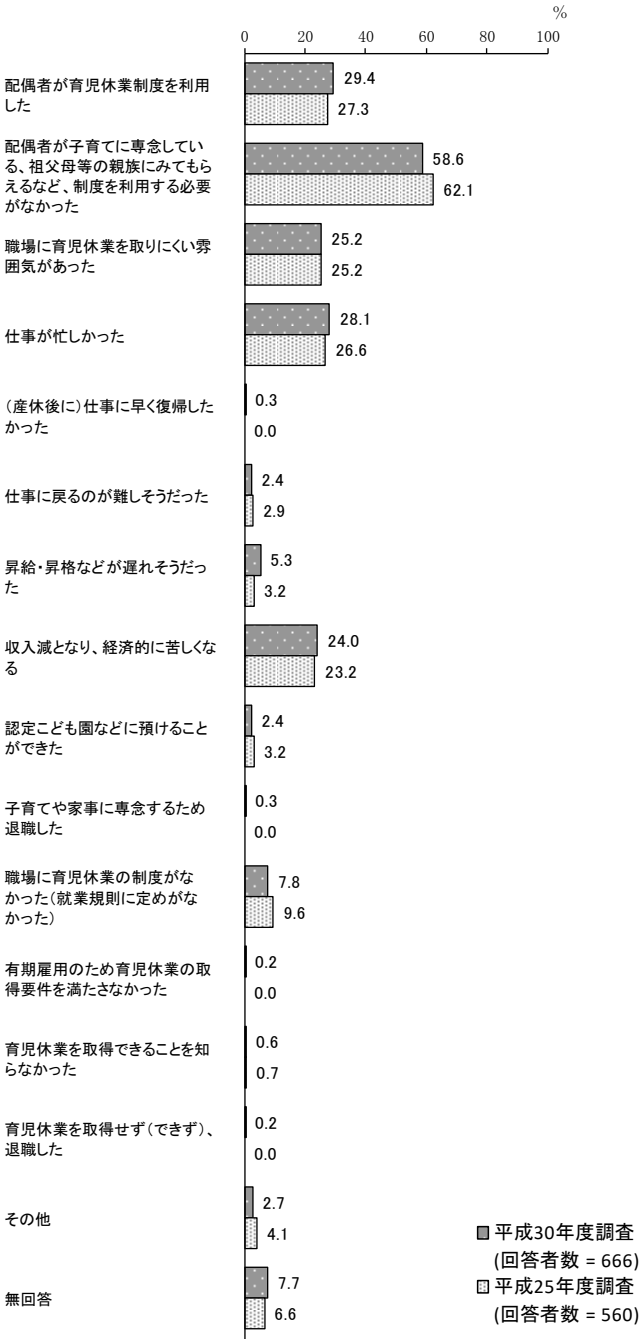

（９）相談の状況について ・・・・・・・

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

【就学前児童】

「いる／ある」の割合が 93.1%、「いない／ない」の割合が 5.2%となっています。

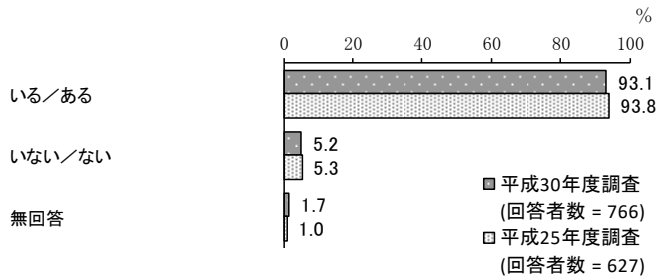

② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

【就学前児童】

「家族」の割合が 88.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 72.5%、「祖父母等親族」の割合が 72.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「職場の人」「認定こども園・保育所・幼稚園」「発達支援センターくるみ」の割合が増加しています。

※平成 25 年度調査では、「発達支援センターくるみ」の選択肢はありません。

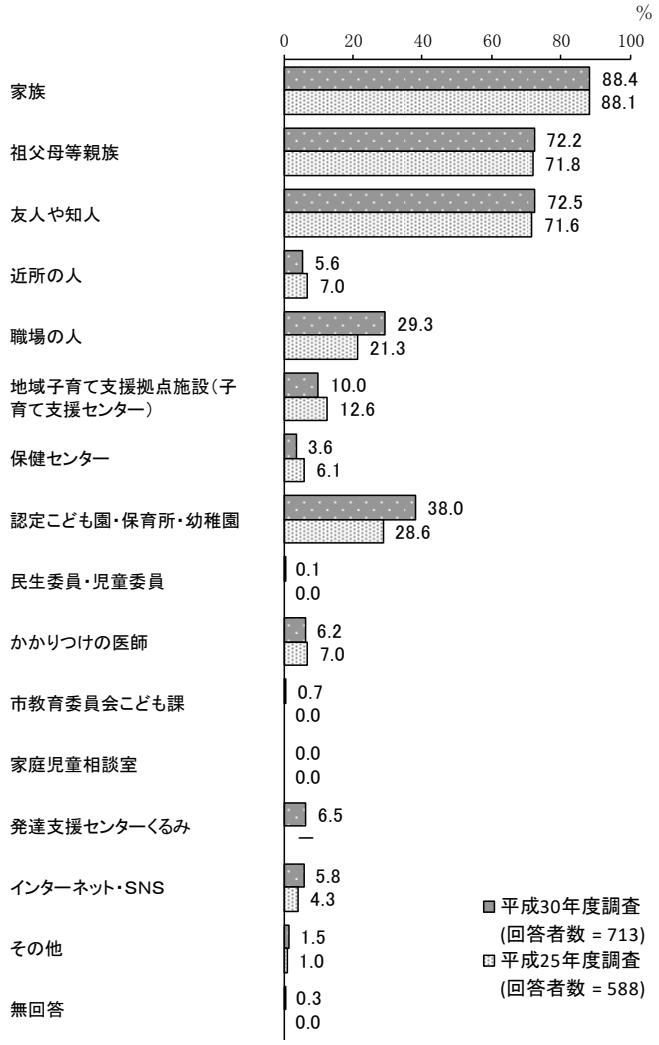

③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

【就学児童】

「いる／ある」の割合が 91.8%、「いない／ない」の割合が 7.0%となっています。

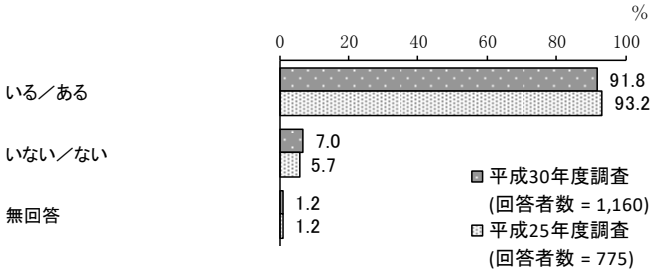

④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

【就学児童】

「家族」の割合が 83.1%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 73.2%、「祖父母等親族」の割合が 60.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「職場の人」の割合が増加しています。一方、「小学校」の割合が減少しています。

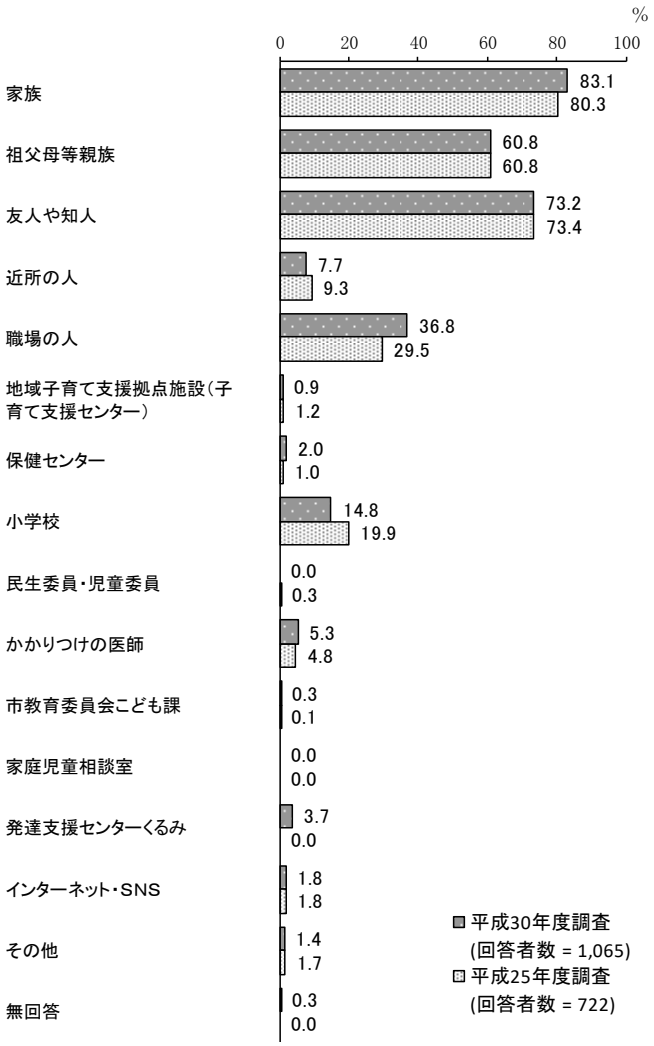

（10）子育て全般について ・・・・・・・

① 子育てしやすいまちとなるために重要な施策

【就学前児童】

「小児医療の充実」の割合が48.4%と最も高く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」の割合が 48.2%、「遊び場（子育て支援センター、児童館など）の充実」の割合が 25.2%となっています。

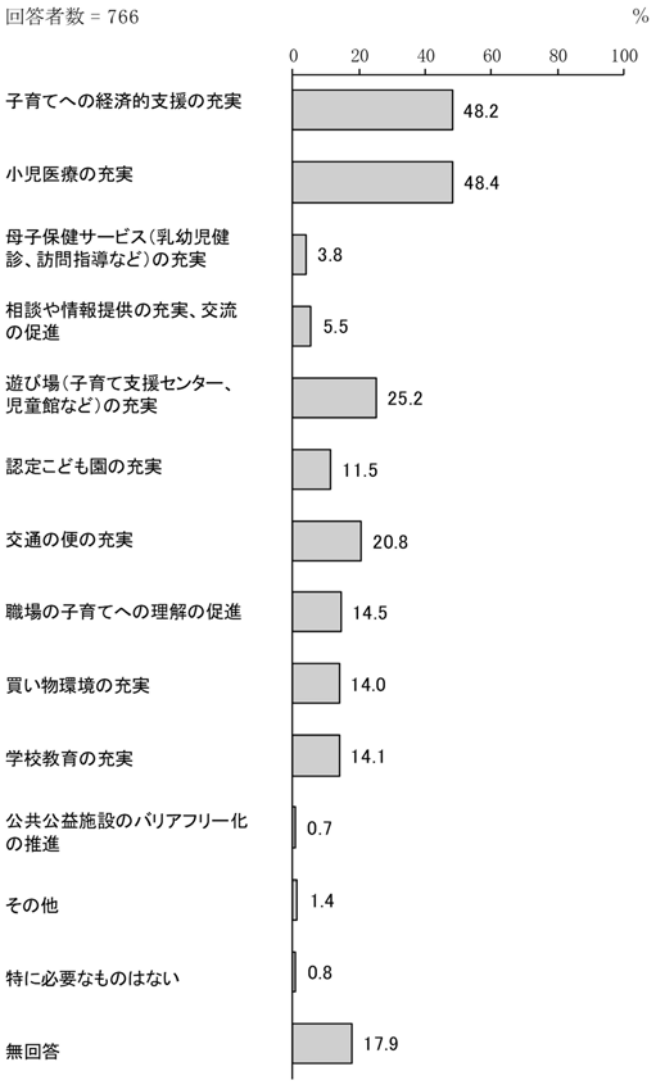

【就学児童】

「子育てへの経済的支援の充実」の割合が 46.6%と最も高く、次いで「小児医療の充実」の割合が 40.1%、「交通の便の充実」の割合が 36.7%となっています。

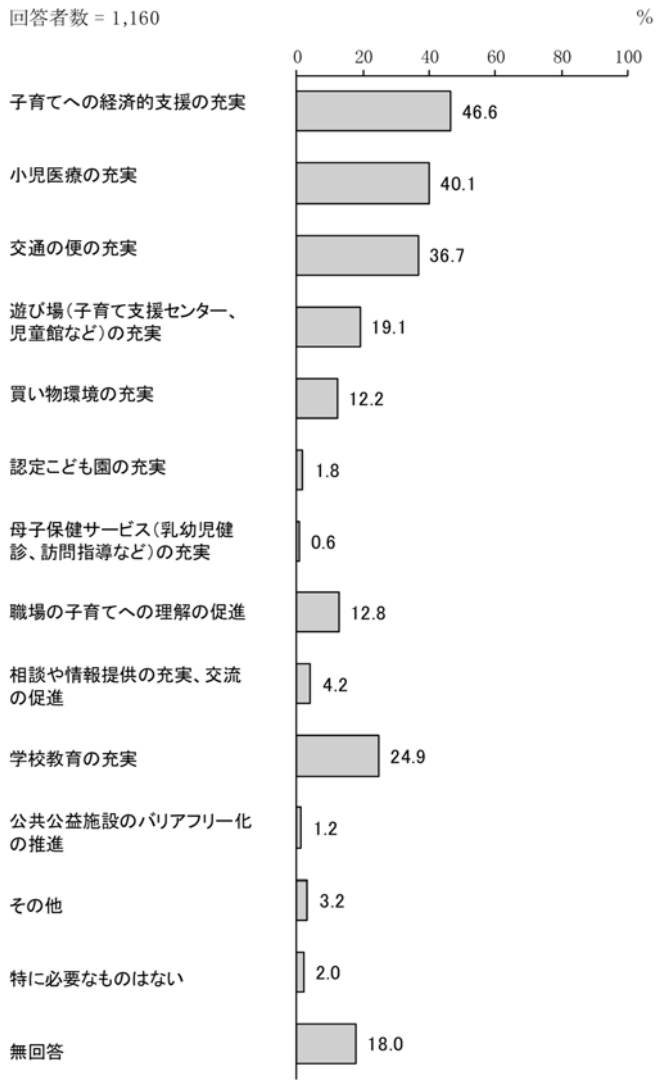

3 第２期計画策定に向けた課題

第２期計画策定にあたり、統計データやアンケート結果を踏まえながら、第１期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

（１）地域における子育て家庭への支援 ・・・・・・・

アンケート調査では、就学前の子どもを持つ約５割の保護者が子育てに関して、不安や負担を感じるとなっており、少子化や核家族化は進み、地域のつながりの希薄化、子育ての不安や負担を抱えている保護者が増加しています。

本市では、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、妊娠期からのかかわりを持ち、出産後も乳児家庭全戸訪問事業をはじめとして母子保健サービスを通じて、保護者の相談、子育ての専門的な支援、途切れのない適切なサービスの提供に結びつけています。

今後も妊娠、出産、産後、子育ての不安が軽減され、安心して子どもを生み育てることができるよう、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。

国においては、「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）を令和２年度末までに全国展開し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を提供することを目指していることから、本市においても令和２年度中の設置に向け関係課と調整をしています。子ども家庭総合支援拠点の設置についても、令和４年を目途に体制を整備していきます。

また、子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が社会問題となっています。

本市では児童扶養手当受給者（受給資格者）は、平成 27 年度で 180 世帯（264 人）、その後、平成 30 年度には 162 世帯（243 人）となっており、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援に結び付けることが必要な状況です。

本市の児童虐待通報件数は、増減を繰り返しており、平成 29 年度で 20 件、平成 30 年度で 12 件となっています。今後も、児童虐待予防の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際には、関係機関の連携、支援体制を強化する必要があります。

（２）子どもにとって良質な教育・保育の提供 ・・・・・・・

国においては、「子育て安心プラン」において、令和２年度末までに待機児童の解消を目指している中で、本市では、待機児童が発生していない状況です。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、結婚・出産を機に離職し、その後、子育てをしながらパートタイム、又はフルタイムでの就労希望者も多くなっています。母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「認定こども園（保育部）」が 67.9%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚部）」が 44.4%となっており、認定こども園（保育部）を希望する方が多くみられます。

子どもの人口は減少していますが、今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、引き続き待機児童が発生しないよう教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

（３）子どもの育ちを支える環境の整備 ・・・・・・・

本市では平成 29 年３月に第３期海津市障がい者計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。

現在、海津総合福祉会館「ひまわり」内の発達支援センター「くるみ」において、発達相談、発達支援及び発達障がいについての普及・啓発等を行っています。今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、発達支援センター等、関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

国においては、平成 28 年度のいじめの認知件数は 32 万 3,143 件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生している等、大きな課題となっています。

全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにしています。今後も、いじめの早期発見につながる積極的ないじめ認知を行い、相談体制の充実や学校の内外を問わず、いじめがなくなるよう、学校・行政・家庭・地域等、社会全体で連携を図ることが重要です。

国においては、学童保育及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

本市では「留守家庭児童教室」において、就学前児童の保護者の４人のうち１人から利用希望がある状況です。

少子化により児童数が減少する中で、就学期の保育ニーズを的確に捉え、留守家庭児童教室等、子どもの成長を支える多様な提供内容の検討や、留守家庭児童教室で児童とかかわる放課後児童支援員の質の向上、豊かな子どもの居場所づくりが引き続き求められます。

（４）仕事と子育ての両立の推進 ・・・・・・・

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。

本市においては、６歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成 27 年で 547 世帯となっています。６歳未満の子どもがいる一般世帯に占める割合は 56.2%と平成 22 年に比べ 4.7 ポイント増加しており、国と同様、母親の育児休業の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。また、育児休業を取得していない理由として、「育児休業を取得せず（できず）、退職した」が２番目、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が３番目に高くなっており、育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成がより求められます。

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

「いのちをつなぐ教育」をめざす本市教育振興基本計画に基づき、市民が心豊かな一人一人がともに生きる喜びを感じる教育を目指し、「世代をつなぐ」「地域をつなぐ」「心をつなぐ」を基本に、生き方を育み、愛情と思いやり溢れる人をつくることを推進します。

また、変則的な就労形態に伴う保育ニーズの多様化を踏まえ、本市で子育てをしたいと思えるまちづくりを推進します。

基　本　理　念

子どもの生きる力を育み
多様な子育てを支えるまち　海津

2 基本的な視点

（1）子どもの育ちの視点 ・・・・・・・

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割と責任を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

こうした社会は、「子どもの最善の利益」（子どもにとってよりよい結果をもたらすような関与をすること）が実現される社会です。子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育を良質で適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、長期的な視点に立った取組を進めることが必要です。

（２）親としての育ちの視点 ・・・・・・・

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての責任を第一に担うという基本認識のもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親が子どもを安心して産み育てることができるよう、家庭内での教育力の向上を図るとともに、各施設や機関が連携し、切れ目なく支援することが重要です。

また、多様化する子育て家庭の生活実態や利用者のニーズに対応できるよう、事業の量の確保と質の向上を図るとともに、事業の周知方法等に配慮する等も含めて利用者の視点に立った総合的な取組が重要です。

（３）地域での支え合いの視点 ・・・・・・・

地域社会において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。

（４）子育て環境の充実の視点 ・・・・・・・

就労形態が複雑となり、子どもや子育て家庭の生活状況や地域の実情も変化してきました。そのため、乳幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善が求められています。まさに妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族、すなわち「全ての子どもと家庭」への支援という視点から多様なニーズに対応した取組が重要です。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点を踏まえ、次の基本目標に基づき施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 地域における子育て家庭への支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴いこの役割を十分に果たせない家庭が増加しています。

このため、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、身近なところで相談支援や情報提供を受けることができるようにするとともに、親子同士の交流の場で気軽に相談できる環境を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱ 子どもにとって良質な教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、就学前の教育・保育を通じ、「豊かな心」と、「健やかな体」を育むことが必要です。

目標に向かって頑張る力、他人とうまく関わる力、感情をコントロールする力の「内面的な能力（非認知能力）」を、遊びを通して育むことができるよう、就学前の教育・保育を充実するとともに、認定こども園・小学校の連携を深め、学びの連続性・一貫性を踏まえて、能力の育成を行います。

基本目標Ⅲ 子どもの育ちを支える環境の整備

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、要保護・要支援児童への対応等、きめ細かな取組を推進していきます。特に、障がいのある子どもや虐待等、配慮が必要な子どもの個性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

また、全ての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てに直接関わっていない地域住民を含め、大人がきちんと規範を示し、地域を担う未来の宝である子どもの育ちに積極的に関わることが出来るよう、地域とのつながりを支援し地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進します。

基本目標Ⅳ　仕事と子育ての両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合も増えています。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

4 計画の体系

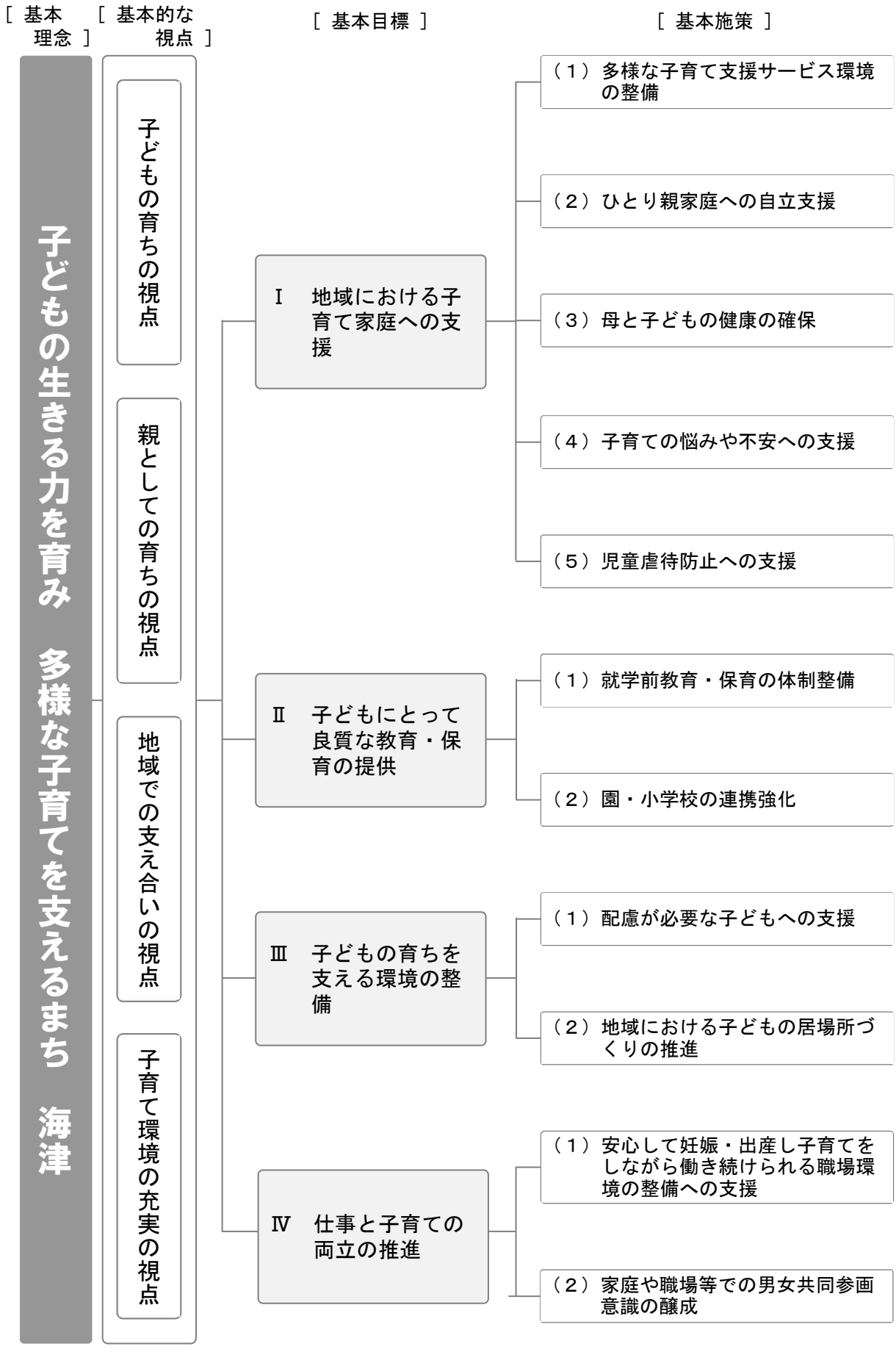
[基本理念]
[基本的な視点]
[基本目標]
[基本施策]
子どもの生きる力を育み　多様な子育てを支えるまち　海津
子どもの育ちの視点
親としての育ちの視点
地域での支え合いの視点
子育て環境の充実の視点
Ⅰ　地域における子育て家庭への支援
Ⅱ　子どもにとって良質な教育・保育の提供
Ⅲ　子どもの育ちを支える環境の整備
Ⅳ　仕事と子育ての両立の推進
（１）多様な子育て支援サービス環境の整備
（２）ひとり親家庭への自立支援
（３）母と子どもの健康の確保
（４）子育ての悩みや不安への支援
（５）児童虐待防止への支援
（１）就学前教育・保育の体制整備
（２）園・小学校の連携強化
（１）配慮が必要な子どもへの支援
（２）地域における子どもの居場所づくりの推進
（１）安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援
（２）家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成

第４章　施策の展開

基本目標Ⅰ　地域における子育て家庭への支援

【 現状と課題 】

- 近年、本市において女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や急な用事や育児疲れ解消等を目的とした保育ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービス等の提供が求められています。
- 全ての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していく必要があるとともに、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター10か所）について、今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として運営の質的向上を図っていくことが必要です。
- ひとり親世帯（母子世帯）は平成27年で110世帯となっており、支援が必要な家庭に、適切なサービスを提供するとともに、地域の支援者と連携しながら、生活困難な家庭への支援を行うことが必要です。
- 乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加等の影響により、父親・母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。
- 安心して子どもを生み育てるため、妊娠、出産、産後、子育ての不安にも、個々に応じた相談方法を整備することで、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身が悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。
- 乳幼児の健康診査については、受診率は高い現状にあるため、今後も継続していくとともに一層の事業の充実を図っていく必要があります。
- 児童虐待通報件数は、増減を繰り返しており、平成29年度で20件、平成30年度で12件となっています。今後も、児童虐待予防の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化する必要があります。

以上のことから、本計画において、次の「施策」を進めます。

（１）多様な子育て支援サービス環境の整備

（２）ひとり親家庭への自立支援

（３）母と子どもの健康の確保

（４）子育ての悩みや不安への支援

（５）児童虐待防止への支援

基本施策（１）多様な子育て支援サービス環境の整備 ・・・・・・・

地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、低年齢児保育、延長保育、一時預かり等の活動内容の充実に向けた取組をはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

また、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

主な取組	事業概要	主担当課
体験教育・体験保育の積極的な導入	教育・保育施設等において、自然体験、生活体験、社会（職場）体験の学習機会の積極的な導入に努めます。	こども課 学校教育課 社会教育課
低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中入園を含め、低年齢児の認定こども園での受け入れ希望に対して、着実に対応できるよう保育士の確保に努めます。	こども課
延長保育の充実	認定こども園において、11時間を超え12時間の開所時間を継続していきます。	こども課
病児・病後児保育の充実	市内認定こども園１か所において、病児・病後児保育を実施していきます。	こども課
一時預かりの充実	保護者等が一時的・緊急的に保育できなくなった場合に未就園児等を預かる一時預かり制度の充実に努めます。	こども課
預かり保育の実施	保護者の就労形態の多様化等による保育需要の高まりに対応するため、通常日における教育標準時間の前後や、長期休業期間等に預かり保育を実施します。	こども課
夜間保育・休日保育等の検討	保護者の就労形態の多様化等による保育需要の高まりに対応するため、夜間保育・休日保育について、今後検討を進めます。	こども課
子育て短期支援事業の委託	市内には児童養護施設がないため、大野慈童園（大野町）等の市外の児童養護施設に委託して、保護者の病気等、一時的に子どもの養育ができない場合に預かる「子育て短期支援事業」を実施します。	社会福祉課
保育教諭の資質の向上	保育教諭に対し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（１０の姿）が育つ指導方法を学ぶため各種研修会への積極的な参加を推進します。また、園内研究会や、保育協会主催の研修会を通して、保育教諭のスキルアップを図ります。	こども課
幼児教育・保育研究会の推進	市内の就学前児童が同一の高い水準で幼児教育・保育が受けられるよう、海津市幼児教育・保育研究会での研修を実施します。	こども課

主な取組	事業概要	主担当課
会員制の子育て相互支援機能の充実	会員制互助組織による子育て支援活動を推進します。既存組織の活用や新組織の設立等により、「ファミリー・サポート・センター事業」の実施を目指します。	こども課
住民参加型の保育サービスの活用	ＮＰＯ法人「まごの手クラブ」のような住民参加型在宅福祉サービス等、多様なニーズに応えるための保育資源として、市民への周知や活用の促進を図ります。	こども課
子育て支援情報の充実	市報及び市ホームページにおいて、子育て支援に関する情報を発信し、内容の充実に努めます。	こども課 健康課
【新規】 子育て世代包括支援センターの充実	令和２年度中に、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を提供します。	健康課 社会福祉課 こども課
【新規】 子ども家庭総合支援拠点の整備	令和４年を目途に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的ソーシャルワーク業務を行うために必要な体制の整備を図ります。 特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を検討します。	社会福祉課 健康課 こども課

【　子育て世代包括支援センターのイメージ　】

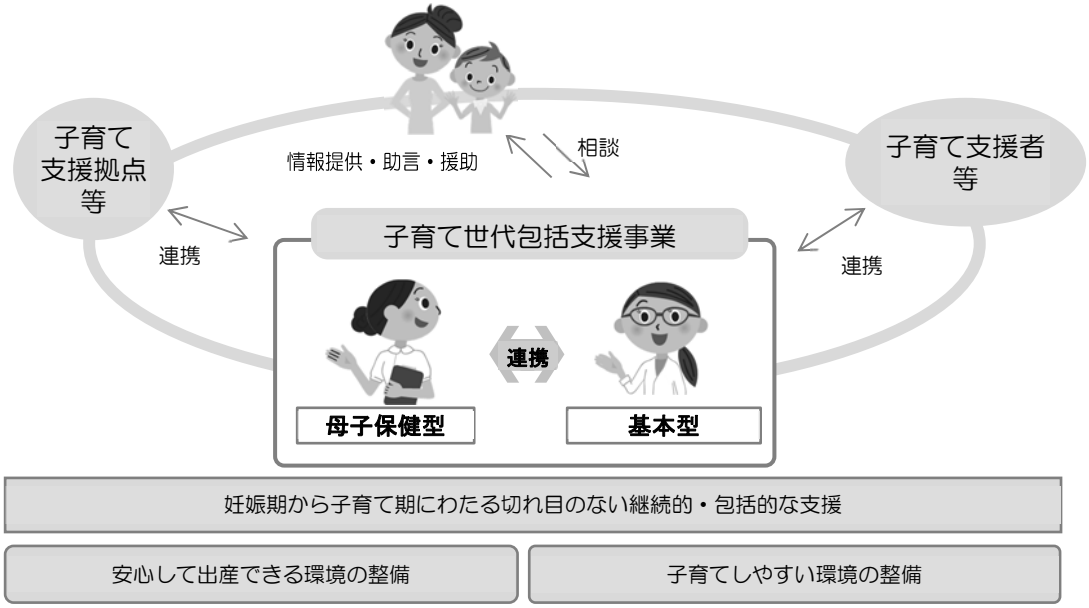

・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業

・母子保健型・・・主として、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施する事業

基本施策（２）ひとり親家庭への自立支援 ・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てが両立できるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

主な取組	事業概要	主担当課
ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、母子・父子自立支援員や民生委員児童委員等と連携し、きめ細かい相談を実施していきます。	社会福祉課
自立支援と就労の促進	ひとり親家庭の自立支援・就労促進を図るため、母子・父子自立支援員の協力を得ながら、ひとり親家庭支援講習会を開催するとともに、海津市母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	社会福祉課

基本施策（３）母と子どもの健康の確保 ・・・・・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導等、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

また、子どもの発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

さらに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

主な取組	事業概要	主担当課
健康診査の充実	妊婦・乳幼児健康診査や学校健診を充実し、疾病等の早期発見・早期治療を図り、子どもの健全育成につなげるとともに、母親の交流機会の拡大による孤立防止を図ります。特に、発達上気になる子どもを把握するための診査・指導の強化に努めます。	健康課 社会福祉課 学校教育課 こども課
母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事等についての正しい知識を得て健康づくりの取組を実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。(H31よりベビママ学級を開始)	健康課
家庭訪問の充実	保健師訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業・養育支援訪問事業により、新生児や健康診査の要指導者、子育て不安のある家庭への保健師や母子保健推進員等による訪問を実施し、母子の健全育成につながるよう努めます。	健康課
健康相談の充実	専門職員の確保と、他の専門機関との連携強化等により、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。	健康課
食育の推進	食育については、保健分野、認定こども園、小中学校のそれぞれにおいて、食生活改善推進員等の協力も得ながら、離乳期から学齢期までの子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間等の食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナー等「食の学習」に努めます。	健康課 こども課 学校教育課 給食センター
予防接種の促進	乳幼児・児童の感染症を予防するため、子どもたちや保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り、適切な時期に接種ができるよう啓発し、接種率の向上に努めます。	健康課
小児生活習慣病等の予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健・学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導等の対策を進めます。	健康課 学校教育課 こども課
保健衛生の向上	保健所等との連携のもと、新型インフルエンザ等の感染症やO-157　等の食中毒に対する衛生対策を推進します。	健康課 学校教育課 こども課
不妊医療・周産期医療体制の充実	安心して出産できるよう、県における不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。また、不妊治療助成の充実に努めます。	健康課
小児医療体制の充実	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国や県等の関係機関に要請していきます。	健康課
小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実と連携の強化を関係機関とともに推進する。また、「小児救急医療電話相談事業(＃8000)」や「小児夜間救急室(大垣市民病院内設置)」を周知していきます。	健康課
【新規】 子育て世代包括支援センターの充実（再掲）	令和２年度中に、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を提供します。	健康課 社会福祉課 こども課

基本施策（４）子育ての悩みや不安への支援 ・・・・・・・

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的、又は深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

また、子育てへの負担感の緩和を図るため諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、民間活動への支援、国への要望により、子育て家庭の負担の軽減に努めます。

主な取組	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	こども課
保育料等の適切な負担	認定こども園の保育料、給食費、留守家庭児童教室の利用料金等は、適切な負担となるよう適宜見直します。	こども課
多子軽減制度の充実	保育料は、多子家庭や低所得家庭に対して軽減制度を継続します。また18歳までの児童を3人以上扶養する世帯を対象に、第3子以降の3歳以上児の副食費及び3歳未満児の保育料、小学6年生までの病児保育利用料を免除する等、多子軽減の充実に努めます。	こども課
多胎児育児支援の充実	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う不安が軽減され、交流や情報交換、必要時には専門職による個別相談を通して、多胎児の保護者が安心して地域で生活できるように支援します。	健康課
効果的な経済的支援の企画・立案・実行	国・県の新たな政策動向を踏まえつつ、乳幼児等医療や子宝祝金制度等、市独自の経済的支援策の継続や新規支援策の企画・立案・実行に努めます。	保険医療課 社会福祉課

基本施策（５）児童虐待防止への支援 ・・・・・・・

子ども児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、子ども虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

主な取組	事業概要	主担当課
見守りネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会、同ケース検討会議を適宜開催し、子ども相談センター、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生委員児童委員等が連携しながら児童虐待防止とその適切な対応に努めます。	社会福祉課
【新規】 子ども家庭総合支援拠点の整備（再掲）	令和４年を目途に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的ソーシャルワーク業務を行うために必要な体制の整備を図ります。 特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を検討します。	社会福祉課 健康課 こども課

基本目標Ⅱ　子どもにとって良質な教育・保育の提供

【 現状と課題 】

・今後の子どもの人口推計及び母親の就労状況の変化を踏まえた就学前教育・保育ニーズの動向を見極めていく必要があります。

・乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を通じて、子どもの育ちを保障していく必要があります。

・就学前段階では、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。就学前教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、全ての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保していくことが必要です。

・認定こども園と小学校が連携し、幼児教育から小学校教育へスムーズな移行を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。

・集団行動ができない、授業中に座っていられない等の問題（「小１プロブレム」）を解消するため、小学校就学前と後を接続していく取組が必要です。

・子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園と小学校は、幼児・児童の交流や教諭と保育教諭の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場としていく必要があります。

以上のことから、本計画において、次の「施策」を進めます。

（１）就学前教育・保育の体制整備

（２）園・小学校の連携強化

基本施策（１）就学前教育・保育の体制整備 ・・・・・・・

多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくため、市内の認定こども園において質の高い就学前教育・保育の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

主な取組	事業概要	主担当課
幼児教育・保育研究会の充実	就学前の子どもについて、市内のどこでも誰でも同一で高い水準の幼児教育・保育が受けられるよう、小学校1年生の教諭と保育教諭の研究機会の充実に努めます。	こども課
保育教諭の資質の向上（再掲）	保育教諭に対し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（１０の姿）が育つ指導方法を学ぶため各種研修会への積極的な参加を推進します。また、園内研究会や、保育協会主催の研修会を通して、保育教諭のスキルアップを図ります。	こども課
施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、認定こども園の施設・設備の整備、充実に努めます。	教育総務課 こども課
地域に開かれた施設づくりの促進	幼児教育・保育の専門技術を生かし、地域の保護者の子育てに関する相談に応じるとともに、親の育児不安の解消や乳幼児の生活習慣の獲得に向けた交流の場の提供、地域に開かれた施設づくりを促進します。	こども課
適正配置の検討	深刻化する少子化に対応した市内全域における就学前施設の統廃合による適正配置の検討を進めます。	こども課

基本施策（２）園・小学校の連携強化 ・・・・・・・

認定こども園では、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園と小学校の幼児・児童の交流や教諭・保育教諭の交流を実施します。

認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続のため、共通理解が深まるよう市内全認定こども園と小学校において、連携を強化していきます。

主な取組	事業概要	主担当課
幼保小連携協議会の推進	各小学校に設置された幼保小連携協議会を通じて子どもの交流活動を工夫・改善するとともに教職員間の交流に努め、一層の相互理解を推進します。	学校教育課 こども課
幼児教育・保育研究会の推進	小学校教諭と保育教諭が研究会を通じて、共通理解を深め幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。	こども課

基本目標Ⅲ　子どもの育ちを支える環境の整備

【 現状と課題 】

・海津総合福祉会館「ひまわり」内の発達支援センター「くるみ」において、発達相談、発達支援及び発達障がいについての普及・啓発等を行っています。今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を行ううえで、関係機関と連携を図っていくことが必要です。また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、発達支援センター、関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

・児童数が減少する中で、就学期の保育ニーズを的確に捉え、留守家庭児童教室等、子どもの成長を支えるサービスの質の向上や放課後児童支援員等の確保、より豊かな子どもの居場所づくりが必要です。

以上のことから、本計画において、次の「施策」を進めます。

（１）配慮が必要な子どもへの支援

（２）地域における子どもの居場所づくりの推進

基本施策（１）配慮が必要な子どもへの支援 ・・・・・・・

障がいや発達上の課題のある子への支援、外国籍の家庭への支援、育児不安のある保護者への支援、不適切な養育が疑われたときの支援等に努めます。

家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

主な取組	事業概要	主担当課
障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診等で、障がい・発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、親の理解を促進し子どもの状態に合わせた適切な支援が受けられるよう関係機関へつなげます。	社会福祉課 健康課 こども課
相談体制の強化	海津市発達支援センター「くるみ」、児童発達支援事業所等と認定こども園との連携を強化し、発達障がい等に対する相談体制を強化します。	社会福祉課 こども課
障がい児保育の充実	各認定こども園で障がい児や発達上気になる幼児を受け入れ、一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、職員等の人員の充実、施設の充実等に努めます。	こども課

主な取組	事業概要	主担当課
【新規】 外国籍児童のいる家庭への支援	外国籍の子どもは、母国の言語的・文化的背景、家庭の教育方針等が様々であるため、一人一人の多様性を十分認識し、互いに尊重する心を育て、学校・園生活に慣れていくよう家庭との連携を図り、適切な支援に努めます。	学校教育課 こども課
【新規】 子育て世代包括支援センターの充実　（再掲）	令和２年度中に、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を提供します。	健康課 社会福祉課 こども課
【新規】 子ども家庭総合支援拠点の整備（再掲）	令和４年を目途に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的ソーシャルワーク業務を行うために必要な体制の整備を図ります。 特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を検討します。	社会福祉課 健康課 こども課

基本施策（２）地域における子どもの居場所づくりの推進 ・・・・・

子どもが放課後や休みの日に、その日の気分で過ごせる場所を選べるように子どもの居場所の充実を目指すとともに、子どもが社会や地域に参加し、地域の中で様々な人や物事に触れ合い、体験や経験を重ね、豊かな心を育めるよう、学習の場や機会を提供します。

主な取組	事業概要	主担当課
留守家庭児童教室の充実	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校等の安全な場所において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども課
障がい児の放課後対策の推進	障がいのある小中高生の放課後対策として「放課後等デイサービス」及び「障がい児タイムケア事業」を継続して進めます。	社会福祉課
子ども教室の開催	将棋教室等の体験講座を通じて、異学年の子や違う学校の子ども達と交流しながら学びを深め、家庭や学校生活にはない経験を得られる子ども教室の開催に努めます。	社会教育課
学習支援の充実	児童に学ぶことのできる場を提供し、地域の人と連携して学習支援に努めます。	社会教育課
ＮＰＯ等による子どもの居場所づくりへの支援	ＮＰＯ等の多様な主体による児童の居場所づくりに対して、啓発・支援に努めます。	社会教育課 こども課
【新規】 放課後子ども教室の推進	全ての小学校区内において、子ども教室の開催等、居場所と学習支援を一体的に、又は連携して子どもの健全な育成を目指していきます。	社会教育課 こども課

基本目標Ⅳ　仕事と子育ての両立の推進

【 現状と課題 】

・近年、本市においても、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭において共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や急な用事や育児疲れ解消を目的とした保育ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

・喜びや楽しみをもって子育てするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児をともに担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。

・全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっており、育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成がより求められます。

以上のことから、本計画において、次の「施策」を進めます。

（１）安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援

（２）家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成

基本施策（１）安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援 ・・・・・・・

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動等を進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

主な取組	事業概要	主担当課
事業所での子育てを応援する気運の醸成	働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために関係部局と連携して市民や市内の事業所への啓発に努めます。子育て家庭を買物ポイント等で支援する「ぎふっ子カード」の普及に努めます。	商工観光課 こども課

基本施策（２）家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成 ・・・・・

様々な生活様式がある中で、男女がともに働き方や、家庭内での分担を考え、家事や子育てを担っていきます。家庭内のことは、女性に負担が偏りがちになりますが、男性も家事や子育てを自然と受け入れていけるように、啓発や取組を行っていきます。

主な取組	事業概要	主担当課
男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向けて、海津市男女共同参画プランの確実な実行を推進します。	全課

第５章　教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「海津市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を１つの区域と定めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を１つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる０歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

０歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少傾向が見込まれます。

単位：人

年齢	令和２年	令和３年度	令和４年	令和５年	令和６年
０歳	152	148	142	136	130
１歳	172	163	159	153	147
２歳	147	175	165	161	154
３歳	187	149	177	167	163
４歳	203	185	148	176	166
５歳	188	205	186	149	177
６歳	231	189	205	187	150
７歳	226	229	187	202	185
８歳	247	227	231	188	203
９歳	270	245	225	229	186
10歳	268	270	245	225	229
11歳	292	267	269	244	224

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

（1）「認定区分」と「家庭類型」 ・・・・・・・

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、１・２・３号認定に区分します。

新制度における「保育の必要性」の事由

〇以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等）
② 妊娠、出産
③ 保護者の疾病、障害
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動（起業準備を含む）
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

	保育を必要とする	保育を必要としない
０～２歳児	３号認定	
３～５歳児	２号認定	１号認定

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、１・２・３号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプＡからタイプＦの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

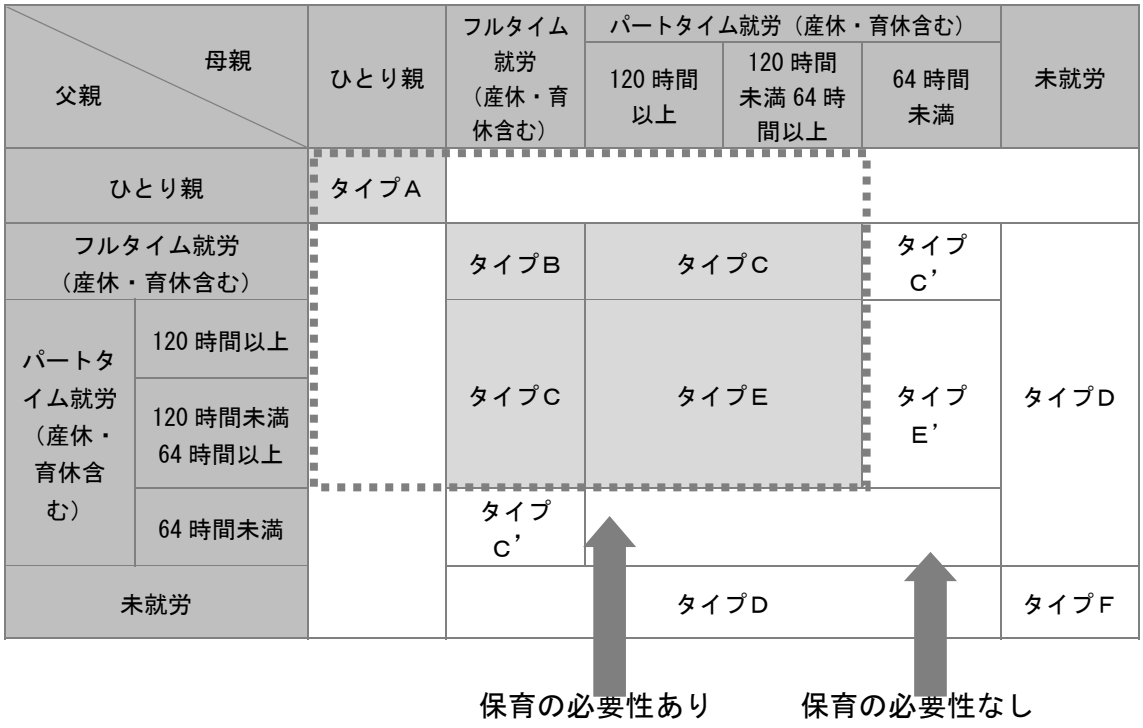

タイプＡ　：ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプＢ　：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプＣ　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部 ）
タイプＣ’：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプＤ　：専業主婦（夫）家庭
タイプＥ　：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプＥ’：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプＦ　：無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

（２）「量の見込み」を算出する項目 ・・・・・・・

下記の事業については、量の見込みの算出を行います。

【　教育・保育　】

	対象事業	（認定区分）		事業の対象家庭	対象児童
1	**教育標準時間認定**	幼稚園 認定こども園	１号 認定	専業主婦(夫)家庭 短時間就労の家庭	３～５歳
2	**保育認定**	幼稚園	２号 認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	**保育認定**	認定こども園 保育所 地域型保育事業	３号 認定		０～２歳

【　地域子ども・子育て支援事業　】

	対象事業	事業の対象家庭	対象児童
4	**利用者支援事業**	すべての家庭	子育て中の親子 (妊婦含む)
5	**時間外保育事業**	ひとり親家庭 共働き家庭	０～５歳
6	**放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）**	ひとり親家庭 共働き家庭	１～６年生
7	**子育て短期支援事業（ショートステイ）**	すべての家庭	０～５歳 １～６年生
8	**地域子育て支援拠点事業**	すべての家庭	０～２歳
9	**一時預かり事業（幼稚園型）**	すべての家庭	３～５歳
	（幼稚園型以外）	すべての家庭	０～５歳
10	**病児保育事業（病児・病後児保育事業）**	ひとり親家庭 共働き家庭	０～５歳 １～３年生
11	**子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）**	すべての家庭	０～５歳 １～６年生

地域子ども・子育て支援事業については、上記以外に、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「妊婦健康診査」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を実施します。

（３）「量の見込み」の設定方法 ・・・・・・・

量の見込みについては、国から示された算出方法を参照した上で、次のフローのとおり設定します。

ステップ１

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプＡからタイプＦの８つの家庭類型があります。

ステップ２

～潜在家庭類型の算出～

ステップ１の家庭類型からさらに、両親の今後１年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ３

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

ステップ４

～事業別の対象となる児童数の算出～

事業別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ５

～利用意向率の算出～

事業別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

ニーズの見極めが重要です。

ステップ６

～アンケート調査による見込み量の算出～

事業別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

推計児童数を掛け合わせることで、令和２年度から令和６年度まで各年度の見込み量が算出されます。

ステップ７

～国の動向や本市の実情を踏まえて設定～

事業別に、実績や今後の需要予測を加味して、見込み量を設定します。アンケート調査から見込まない事業は、国の動向や本市の実情により、方向性を定めます。

国の動向や、第１期計画及び第１期計画の中間年の見直しの状況等を踏まえます。

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和２年度 】

単位：人

		令和２年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	１・２歳	０歳
児童数（推計）		578			319	152
需要率（3号にあっては保育利用率）		99.8%			69.9%	37.5%
量の見込み（Ａ）		198	160	219	223	57
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	315	203	305	291	61
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	－	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－	－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	－	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		315	203	305	291	61
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		117	43	86	68	4
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（Ｄ）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（Ｃ）＋（Ｄ）		－	－	－	－	－

【 令和３年度 】

単位：人

		令和３年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	１・２歳	０歳
児童数（推計）		539			338	148
需要率（3号にあっては保育利用率）		99.2%			70.1%	37.1%
量の見込み（Ａ）		150	153	232	237	55
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	265	219	329	291	61
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	－	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－	－	－	－	－
企業主導型保育事業			－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	－	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		265	219	329	291	61
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		115	66	97	54	6
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（Ｄ）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（Ｃ）＋（Ｄ）		－	－	－	－	－

【 令和４年度 】

単位：人

		令和４年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	１・２歳	０歳
児童数（推計）		511			324	142
需要率（3号にあっては保育利用率）		99.2%			70.0%	37.3%
量の見込み（Ａ）		130	151	226	227	53
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	265	209	319	291	61
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	－	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－	－	－	－	－
企業主導型保育事業			－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	－	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		265	209	319	291	61
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		135	58	93	64	8
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（Ｄ）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（Ｃ）＋（Ｄ）		－	－	－	－	－

【 令和５年度 】

単位：人

		令和５年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	１・２歳	０歳
児童数（推計）		492			314	136
需要率（3号にあっては保育利用率）		99.1%			70.0%	37.5%
量の見込み（Ａ）		115	149	224	220	51
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	265	207	311	291	61
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	－	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－	－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	－	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		265	207	311	291	61
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		150	58	87	71	10
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（Ｄ）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（Ｃ）＋（Ｄ）		－	－	－	－	－

【 令和６年度 】

単位：人

		令和６年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	１・２歳	０歳
児童数（推計）		506			301	130
需要率（3号にあっては保育利用率）		99.4%			70.0%	37.6%
量の見込み（Ａ）		120	153	230	211	49
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	265	208	312	291	61
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	－	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－	－	－	－	－
企業主導型保育事業			－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	－	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		265	208	312	291	61
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		145	55	82	80	12
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（Ｄ）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（Ｃ）＋（Ｄ）		－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化による保育ニーズが増加しており、入園の低年齢化が進んでいる傾向にあります。また、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、特に母親が育休明けとなる０歳児の入園増加が予想されます。年度途中のニーズに対応できるように定員を確保する必要があります。

３歳未満児の保育ニーズについては、今後増加する可能性もありますが、3～5歳児の減少により全体定員に余裕が生まれることや定員の弾力的運用による受け入れでニーズ対応が可能と思われます。また、低年齢児の保育に対応するため、必要に応じて未満児用トイレを整備する等、既存施設の改修等に努めていきます。

3～5歳児の保育ニーズへの対応は、幼稚部（１号）の定員の一部を保育部（２号）の定員へ移すことで確保できます。

一方で、２号認定の子どもの教育ニーズが一定数見込まれるため、幼稚部の定員を確保する必要があります。

５　各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）利用者支援事業 ・・・・・・・

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
設置箇所	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	0	0	1	1	1
確保策（Ｂ）	0	0	1	1	1
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和４年度を目途に、市窓口に利用者支援専門員を配置し、子どもや保護者または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう事業の実施を目指します。

そのための情報収集を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

（２）時間外保育事業 ・・・・・・・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園において保育を実施する事業です。

本市では、すべての認定こども園で実施しています。

【 現状 】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月間人数	194	37	42	17	16

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	55	53	51	49	49
確保策（Ｂ）	55	53	51	49	49
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

（３）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）・・・・・・・

【 概要 】

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員等の活動支援のもと児童健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

本市では、各小学校区に１か所ずつ、１０教室で実施しています。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
登録児童数（放課後）	271	283	240	230	230
定員	425	425	425	425	425

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	266	246	237	220	202
１年生	73	60	65	59	47
２年生	65	66	54	58	53
３年生	76	70	72	58	63
４年生	31	28	26	27	22
５年生	13	14	12	11	11
６年生	8	8	8	7	6
確保策（Ｂ）	425	425	425	425	425
差引（Ｂ）－（Ａ）	159	179	188	205	223

【 今後の方向性 】

留守家庭児童教室の利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休み等の長期休業日においては一時的に利用者が増加することから、放課後児童支援員の確保、余裕教室の更なる活用を図り対応していきます。

また、支援員による読み聞かせをする等、特色ある運営を実施していきます。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	0	16	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	27	25	24	23	21
確保策（Ｂ）	27	25	24	23	21
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

平成27年度を除き、直近では子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用者及び希望者はありません。今後、利用者のニーズを注視しながら、必要に応じて市外（岐阜市・揖斐郡大野町）にある児童養護施設等に委託して対応するものとします。

（５）乳児家庭全戸訪問事業 ・・・・・・・

【 概要 】

保健師、助産師、又は母子保健推進員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問人数	178	170	158	158	148

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	152	148	142	136	130
確保策（Ｂ）	152	148	142	136	130
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥ることなく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させます。

また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

（６）養育支援訪問事業 ・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

単位：世帯

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ派遣世帯数	612	672	775	651	595

【 量の見込みと確保策 】

単位：世帯

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	616	611	606	601	596
確保策（Ｂ）	616	611	606	601	596
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭を継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

（７）要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・・・・・・・

【 概要 】

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童、又は出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 現状 】

単位：回

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	8	6	6	5	4
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	5	3	3	2	1

【 量の見込みと確保策 】

単位：回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	1	1	1	1	1
確保策（Ｂ）	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	1	1	1	1	1
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の早期発見や適切な保護のほか、要支援児童及び特定妊婦の支援を関係機関と連携し、援助・処遇の確保・改善を図っていきます。

（８）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供・助言その他の援助を実施する事業です。市内１０か所の子育て支援センターで実施しています。

【 現状 】

単位：人回

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	18,824	18,742	14,309	10,969	12,862

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
確保策（Ｂ）	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
差引（Ｂ）－（Ａ）	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

【 今後の方向性 】

市内の３歳未満児の約半数以上が入園している現状から、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）10か所で、対応可能な状況です。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として運営の質的向上を図っていきます。

（９）認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業 ・・・・・・・

【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて一時預かりを希望する者を対象に実施する事業です。

本市では、全ての認定こども園で実施しています。

【 現状 】

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
年間延べ利用人数	2,338	6,531	10,878	9,855	―

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	9,850	7,500	6,500	5,750	6,000
１号認定による利用	9,850	7,500	6,500	5,750	6,000
確保策（Ｂ）	15,750	13,250	13,250	13,250	13,250
１号認定による利用	15,750	13,250	13,250	13,250	13,250
差引（Ｂ）－（Ａ）	5,900	5,750	6,750	7,500	7,250
１号認定による利用	5,900	5,750	6,750	7,500	7,250

【 今後の方向性 】

平成30年度から市内全ての幼稚園・保育園が認定こども園となったことから、今後は認定こども園における１号認定の利用者について、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

（10）未就園児を対象とした一時預かり事業 ・・・・・・・

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本市では、全ての認定こども園で実施しています。

【 現状 】

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
年間延べ利用人数	884	1,194	735	1,296	―

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
確保策（Ｂ）	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360
差引（Ｂ）－（Ａ）	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800

【 今後の方向性 】

未就園児の一時預かりのニーズが多いものの、入園の低年齢化が進んでいる傾向にあります。事業の更なる拡充については、今後の利用を注視しながら検討し対応していきます。

（11）病児保育事業（病児・病後児保育事業）・・・・・・・

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では、こまの認定こども園１か所で実施しています。

【 現状 】

単位：人日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	172	154	200	167	103

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	250	250	250	250	250
確保策（Ｂ）	630	630	630	630	630
差引（Ｂ）－（Ａ）	380	380	380	380	380

【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、事業の周知や事業関係者との連絡調整及び共通理解を図ります。利用の少ない日等には、市内の認定こども園へ情報提供や巡回支援等を実施します。

（12）ファミリー・サポート・センター事業 ・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
年間登録児童数	―	―	―	―	―
就学前児童	―	―	―	―	―
小学生	―	―	―	―	―

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	957	912	855	788	725
就学前児童	344	333	308	287	264
小学生	613	579	547	501	461
確保策（Ｂ）	0	0	0	900	900
就学前児童	0	0	0	324	324
小学生	0	0	0	576	576
差引（Ｂ）－（Ａ）	△957	△912	△855	112	175

【 今後の方向性 】

利用ニーズ量を踏まえながら事業実施の有無について検討し、令和５年度を目途に実施していきます。

（13）妊婦健康診査 ・・・・・・・

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に全ての妊婦に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 現状 】

単位：人、回

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	204	222	176	163	144
健診回数（延べ）	2,047	2,250	1,983	1,677	1,864

【 量の見込みと確保策 】

単位：人、回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み 受診対象者数	152	148	142	136	130
健診回数（延べ）	2,128	2,072	1,988	1,904	1,820
確保策（実施体制）	実施場所：県内契約医療機関・県外契約医療機関 契約外医療機関は、申請により償還払い 検査項目：基本健診、血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査 クラミジア抗原検査、ＧＢＳ				

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、定期健診的な受診を促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

（14）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 現状 】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の開始に合わせて私立幼稚園の副食費助成を実施しています。

【 今後の方向性 】

今後も継続して副食費助成を実施します。

（15）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・・・

多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、保育教諭の加配に必要な費用を補助する事業です。

【 現状 】

実施していません。

【 今後の方向性 】

私立認定こども園において、１号認定の対象となる障がい児を２人以上受け入れている事業者に対して、相談・助言等を進め、必要に応じて令和６年度を目途に実施します。

６　教育・保育の一体的提供及び体制の確保

（１）幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進 ・・・・・・・

教育・保育に携わる保育教諭の人材確保に努めるとともに、保育教諭や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、市がその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の法令に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

（２）幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について ・・・・

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくい等、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小１プロブレム）子どもが増加する傾向にある中、幼児期の教育・保育と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ・・・・・・

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

第６章　計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討し、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課が具体的施策の進行状況について把握するとともに、市長の諮問機関である「海津市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について総合的に点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、適宜ホームページで公表します。

また、事業の見直しや国の動向で、計画の変更が必要な場合は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、変更内容を市報やホームページで周知します。

3 市民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市は子育ての多様化するニーズに対応していくため、教諭、保育教諭、保健師等の子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティア等、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

参　考　資　料

1 策定経過

開催日等	審議内容等
平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年度　第 1 回　海津市子ども・子育て会議 (1)「第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画」の策定及び市民ニーズ調査について
平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年度　第 2 回　海津市子ども・子育て会議 (1)「第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る利用希望市民アンケートの内容について
平成 30 年 12 月 10 日 ～ 平成 30 年 12 月 25 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査実施 未就園児の全保護者アンケート 配布　233 通　回収　147 通　回収率 63.1% 認定こども園の全保護者アンケート 配布　715 通　回収　621 通　回収率 86.9% 小学生の全保護者アンケート 配布 1,240 通　回収 1,170 通　回収率 94.4%
平成 31 年 2 月 26 日	平成 30 年度　第 3 回　海津市子ども・子育て会議 (1)「第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る市民アンケートの集計結果「速報値」について (2) 平成 31 年度認定こども園の定員について (3) 消費税増税に伴う幼児教育・保育無償化について
令和元年 7 月 10 日	令和元年度　第 1 回　海津市子ども・子育て会議 (1)「第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画」の概要及び統計データから見る現状について (2)「第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る市民アンケートの調査結果について (3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の見込みの考え方について (4)「第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画」の骨子（案）について (5)・幼児教育・保育の無償化について ・策定スケジュールについて
令和元年 12 月 3 日	令和元年度　第 2 回　海津市子ども・子育て会議 (1) 第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画（案）の諮問 (2) 第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) パブリック・コメントの実施について
令和元年 12 月 23 日～ 令和 2 年 1 月 21 日	パブリック・コメント実施
令和 2 年 2 月 13 日	令和元年度　第 3 回　海津市子ども・子育て会議 (1) 第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリック・コメントの結果について (2) 第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) 第 2 期海津市子ども・子育て支援事業計画の答申 (4) 令和 2 年度認定こども園の定員について

教こ第２９３号
令和元年１２月３日

海津市子ども・子育て会議
　会　長　河合　久美子　様

海津市長　　松　永　清　彦

海津市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）

　子ども・子育て支援法第６１条第７項の規定に基づき、海津市子ども・子育て支援事業計画（案）について、貴会議の意見を求めます。

令和２年２月１３日

海津市長　　松永　清彦　様

海津市子ども・子育て会議
会長　河合　久美子

海津市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年１２月３日付け教こ第２９３号で諮問のありました第２期海津市子ども・子育て支援事業計画につきまして、当会議において慎重に審議いたしました結果、別冊のとおり定めることが適当と認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、当会議において提言・要望された意見や市民アンケートの意見を十分反映されるとともに、基本理念の『子どもの生きる力を育み　多様な子育てを支えるまち　かいづ』を目指して、下記の意見に留意し、子ども・子育て支援の充実のため最善の努力をされるよう要望します。

記

１、人口減少や少子化などが進む今後の社会情勢等の変動や新たな市民ニーズに対応する必要性があることから、施策・事業の見直しを行いながら推進されたい。

２、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を提供するため、関係各課が連携し、庁内の横断的な体制を構築して推進されたい。

2 海津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日
条例第 30 号

(設置)

第 1 条　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、海津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1)　法第 6 条第 1 項に規定する「子ども」の保護者(法第 6 条第 2 項に規定する「保護者」をいう。)

(2)　子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条　子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条　子ども・子育て会議は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条　子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(補則)

第 8 条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2　この条例の施行の日以後、最初に任命し、又は委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

３　「第２期海津市子ども・子育て支援事業計画」策定のための委員名簿

海津市子ども・子育て会議委員名簿

所　　属	氏　　名	職　　名	備考
学識経験者	今村　光章	岐阜大学教育学部教授	アドバイザー
学識経験者	河合 久美子	主任児童委員	会長
学識経験者	森　圭子	教育委員	副会長
学識経験者	長尾　孝文	小学校長代表	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	古橋　徳昭		H31. 4. 1～ R3. 3. 31
事業専従者	平田　奈己	保育協会会長	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	島　雄一郎		H31. 4. 1～ R3. 3. 31
事業専従者	伊藤　千代子	ＮＰＯ法人まごの手クラブ理事長	H3. 4. 1～ R1. 6. 30
	谷　芳和		R1. 7. 1～ R3. 3. 31
事業専従者	伊藤　浩子	子育て支援センターかいづ所長	
事業専従者	伊藤　しとみ	わかば海西保育園長	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	野寺　泰睦	こまの認定こども園長	H31. 4. 1～ R3. 3. 31
事業従事者	近藤　晃	秋桜こども園副園長	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	川口　真知子	東江こども園長	H31. 4. 1～ R3. 3. 31
事業専従者	田中　直美	高須認定こども園長	
保護者代表	安藤　陽子	認定こども園　下多度保育園	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	中島　藍	認定こども園　庭田保育園	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
保護者代表	前園　大介	認定こども園 石山保育園	H31. 4. 1～ R3. 3. 31
	鈴木　真記	わかば海津北こども園	H31. 4. 1～ R3. 3. 31
保護者代表	田中　亜維子	石津認定こども園	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	西川　久子		H31. 4. 1～ R3. 3. 31
保護者代表	赤尾　志津子	今尾認定こども園	H30. 4. 1～ H31. 3. 31
	田中　かよ		H31. 4. 1～ R3. 3. 31

4 用語解説（50音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園・認定こども園（幼稚部）において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力
変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の３つの要素からなる力。

ＮＰＯ

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization) の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育

０歳～小学校入学前までのお子さんを対象とした、定員 6 人～19 人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【な行】

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を充分に発揮できるよう援助すること。

第２期海津市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

発行：海津市教育委員会　こども課
〒503-0695
岐阜県海津市海津町高須 515 番地
電話：0584-53-1526　ＦＡＸ：0584-53-1608